

物資集積拠点に関する 調査特別委員会

令和 8 年 5 月 2 5 日

葛 城 市 議 会

物資集積拠点に関する調査特別委員会

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|--------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 藤井本 浩 |
| | 委員 | 西川 善 浩 |
| | 〃 | 杉本 訓 規 |
| | 〃 | 梨本 洪 珪 |
| | 〃 | 奥本 佳 史 |
| | 〃 | 谷原 一 安 |
| | 〃 | 川村 優 子 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|----|------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議長 | 増田順弘 |
| | 議員 | 福本善之 |
| | 〃 | 木村公 |
| | 〃 | 鶴本義明 |
| | 〃 | 速水一生 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|--------|-------|----|
| 副市長 | 東 | 錦也 |
| 企画部長 | 林本裕明 | |
| 企画政策課長 | 西川直孝 | |
| 総務部長 | 吉田和裕 | |
| 生活安全課長 | 野地幸一郎 | |
| 財務部長 | 堀川雅樹 | |
| 財政課長 | 山岡晋 | |
| 上下水道部長 | 奥田雅彦 | |
| 水道課長 | 松本晃 | |

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西 川 勝 也
書 記	吉 村 浩 尚
〃	神 橋 秀 幸
〃	関 元 瞳

7. 調 査 案 件

- (1) 物資集積拠点の取得経緯に関する事項について
- (2) 物資集積拠点の取得方法に関する事項について
- (3) 取得した物資集積拠点の問題点に関する事項について
- (4) その他本委員会の目的達成に必要な事項について

開 会 午後3時00分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより物資集積拠点に関する調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、お忙しいところありがとうございます。私どもの今回の調査特別委員会ですけれども、これはもう全会一致で設置をされた委員会であります。また、前回の3月議会において、これも全会一致で私たち決議もいたしました。それも理事者の皆さんにお届けをしているというふうに思います。この調査特別委員会につきましては、やはり今、公社のほうで買われました物資集積拠点が、一般の金融機関から借入れをされているということで、放っておきますとどんどん利息というものがかさみます。これらは市民の皆様のご負担になるという可能性も大きい話でございますので、私ども委員会としても、速やかにやって進めていきたい。これが今、参加しておられる全ての委員の総意でございますので、それに向かって、解明に向けてやっていきたいと思っておりますので、今回ご出席くださってます説明員の皆さん、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。速水議員、鶴本議員、木村議員、福本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入りますが、簡単に本日の委員会についてご説明をいたします。これより、本委員会の調査、審査事項になっております物資集積拠点に関する事項について、説明員として9名の職員の皆さんにご出席をいただいております。これらにつきまして、ご質問してご意見等を伺いたいと思っております。説明員の皆さんにおかれましては、ご多忙のところ本委員会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の趣旨を申し上げます。本委員会では、理事者より提出されました物資集積拠点に関する資料に基づきまして、直接説明員の皆さんからお話を伺いまして、調査を深めていくということを目的としております。なお、質疑につきましては、本委員会の調査、審査事項に合わせて区切りながら行いたいと思っております。

さて、先ほど、私、物資集積拠点に関する資料というふうなことを申しましたけれども、これにつきましては、令和8年5月19日付で、私ども、増田議長より阿古市長に対しまして、この調査委員会として、あるいは議会として、この資料を要求をいたしました。そして、提出を求める資料といたしまして12項目を挙げたわけでございます。これにつきまして、提出していただいている資料がございます。簡単に申し上げますと、市が土地鑑定価格での購入を決定した上で土地開発公社に購入を依頼した経緯が分かる書類の写し、それから土地鑑定書の写し、それから水道事業会計から土地開発公社が借り受けた資金に関する関係書類一式の写し、それから債務負担行為の是非を奈良県に問い合わせた記録の写し、土地開発公社が購入した物件のアスベスト及び耐震診断を行った書類の写し、土地開発公社が購入した物件の水没する可能性の調査資料の写し、土地開発公社が一般金融機関等から借入れをした書類一式の写し、これら7点につきましては既に提出をいただいております。

それ以外なんです、今から申し上げる5つの資料につきましては、資料が存在しないと

いうふうな理由をもって資料を提出いただけていないという状況でございます。1つ1つ言いますが、1つ目が、土地開発公社が土地を取得する前に市がどういう経緯で場所を決定したのか、時系列的に分かる議事録や検討資料、決定経緯、あるいは決裁文書一式が、これが存在をしていない。それから公金管理委員会の議事録、これも存在しない。それから土地開発公社が購入した土地の購入の交渉記録、これもない。それから物資集積拠点の先進地視察の報告書もない。それからあと、当該物件の建築基準法、アスベスト及び耐震性の課題を市が認知した経緯と、それを知った上で市が購入を決定した記録も、これも資料が存在しないということでございます。

今申し上げました5つについて、資料が存在しないというふうに文書ではいただいているんですが、これで間違いなのか、まず確認をしたいと思いますが、これで間違いはないでしょうか。理事者側、どなたか、説明員の方、お答えいただけますでしょうか。

吉田総務部長。

吉田総務部長 こんにちは。総務部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど委員長のほうから説明のございました資料につきまして、議長から市長に対しまして資料の要求がございました後、各部署、関係部署に資料の提出を依頼をかけたところでございます。それで、関係部署のほうから出てきた書類が、12項目中7項目が提出があった。5項目につきましては、これは関係部署のほうで資料がないという判断の下、上がってこなかった部分でございます。

以上でございます。

吉村委員長 関係部署のほうで資料がないというふうに、これはあくまでも関係部署のほうで確認をされたらそうだったということですね。承知をいたしました。これは、取得するときに、例えば経緯とか、そういったメモとかというもの、全くその資料が存在しないというのも不自然だと思うんですが、こういった要点筆記とか、あるいはまとまった文書というものは、資料というか、そういうものは存在しないんだけど、要点筆記であるとか、あるいは職員さんそれぞれのメモとか、そういったものは存在するというふうに考えるのが自然かと思うんですが、それについてはどうでしょうかというのが、これが1つお伺いしたい、確認をしたいと思います。

それから、もう一つは、公金管理委員会の議事録がないということでしたけれども、ということは、公金管理委員会、これ、非常に各自治体、大事な委員会だというふうに私も理解してるところですが、これは葛城市では、この間開いてなかったというふうに考えていいんですかね。その辺りも確認させていただけたらと思います。

吉田部長。

吉田総務部長 まず1点目の、メモ等も資料として上げるべきではないかというような……。

吉村委員長 いや、ありますかということをお伺いだけです。

吉田総務部長 これは関係部署のほうで確認をした上で、ないという判断の下、総務部のほうで取りまとめた内容となります。

吉村委員長 全くないんですかね。分かりました。ないということですね。それからあと公金管理委

員会についてはどうですかね。これは今お答えになれない。把握されてなかったら……。

吉田部長。

吉田総務部長 公金管理委員会につきましても、これは水道事業で貸付けを行っている都合上、水道事業のほうの規約に、貸し付けるときは公金管理委員会等に図るという文言もありますけれども、合併以降、公金管理委員会を開いたという記憶は、私はございません。

吉村委員長 なるほど。そもそも開かれてなかったということですね。分かりました。これらのものについては、資料は存在しないというふうなことでありますけれども、いずれにせよ、私も委員会としましては、このことについて調査をするというのが私どもの役割でございますので、質問は各委員から出ると思います。それにつきましては、口頭で結構でございますので、お答えをいただきたいというふうに思います。ということでよろしくお願いをいたします。

これから質疑を行いますけれども、調査特別委員会次第というのがございまして、調査案件1から4までございます。これは本委員会の調査、審査事項でございます。これに合わせて区切りながら行っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。各委員から質問がされましたら、一番よくご存じの方、説明員の方は挙手いただきまして、私、当てますので、お答えをいただけたらなというふうに思います。

それからもう一つ、申し上げておかなきゃいけません。これ、私ども委員会で各委員とも話し合った結果なんですけれども、この12個を要求をして、全部丸々きちっと出てくればこの資料を基にというふうなことで、十分これでいけるということであればいいかなということもあったんですが、出てきたのが7つということでしたので、それを補足しなきゃいかんということで、私が以前に土地開発公社の東理事長宛てに資料請求を行いまして、令和8年3月2日付で公社文書開示申出回答通知書というものをいただいて、そしていろいろと、例えば議事録であるとか、資料を頂戴しております。これにつきましては、前の3月議会の総務建設常任委員会でも、私、全ての議員に、これは情報共有させてもらいますというふうなことはお伝えしていたかと思いますが、これにつきましても、やはり調査に必要だということですので、いただいているこの資料も使いながら今回は調査をしていきたいというふうに思っておりますので、その点ご承知おき願いたいと思います。

それでは、まず1つ目から行きたいと思います。1、物資集積拠点の取得経緯に関する事項についてを議題といたします。

この件に関しまして、委員の皆さん、質疑はございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 委員長、確認なんですけれども、先ほど委員長の開示資料については使っていいということで確認できたんですけれども、今日、市長がいらっしゃらないんで、市長宛てに聞きたいことも幾つかあったんです。その辺り、出席経緯について教えていただけますか。

吉村委員長 私どもも、当然、委員会でございますので、市長にご出席をいただくようお願いをしていたのは当然のことでございます。私どもは速やかにこの委員会を進めなければいけないということで、6月定例会を待つのは遅いという判断、これ、各委員の皆さんもご同意いた

いてるところだと思いますが、その前の時点でやりたかったんですけど、どうしても市長、日程が合わないというふうなことでしたので、副市長は出られると。ほかの関係の部長、課長も説明員としてご出席いただけるということで、本来ならば市長にご出席いただかなければいけないというふうに、私、委員長としても思うところでございますけども、それがかなわなかったということでご理解いただけたらなというふうに思います。

梨本委員。

梨本委員 市長にしか答えられないこともあろうかと思いますが、これは委員会ですので、出席の要請のほう、しっかりと調整をしていただいて、次回以降、出席いただけるようにご配慮いただきたいということで、これは要望としてお願いしておきます。

吉村委員長 そのように努めます。

梨本委員 では、まず1点目、経緯について質問させてください。今、委員長のほうから、出てこない書類というのが、不存在の書類ということで、総務部長のほうから、それはないというふうにおっしゃられたんですけども、もう一度確認させてほしいんですけども、この不存在の資料の1個目なんですけれども、土地開発公社が土地を取得する前に市がどういう経緯で場所を決定したのか。時系列的に分かる議事録や検討資料、決定経緯や決裁文書一式、これは委員会のほうから求めたと思うんです。提出されてる資料の①のほうも、上を見ていただいたら、①の、市が土地鑑定価格で購入を決定した上で土地開発公社に購入を依頼した経緯が分かる書類の写しということになってるんですね。ということは、市が土地鑑定価格で購入を決定したという事実があるわけですよ。ご理解いただけてますか。ですから、全く、土地開発公社に依頼をしたところからの文書は出てるんですけども、土地開発公社に依頼するまでにどういう流れで依頼することになったのかという経緯の文書が一切ないんですよ。

ここで聞きたいんですけども、これは、会議はあったけれども、秘密会か何かで会議録を作っていないのか。もしくは会議そのものがなかったのか。まず、これ、1つ目教えてください。

2つ目は、これは委員長が先ほどおっしゃられた土地開発公社の会議録の中に、8月5日に市と契約する、こっちに契約の文書はありますし、会議録のほうでも会議をされてるんですね。土地開発公社の会議の中の発言の1つに、鑑定評価額で購入するというのがあるんですよ。ある理事が、本件の購入金額は、鑑定額での買取りを予定しているのかというふうに聞かれたところ、事務局が、鑑定額での買取りを予定しておりますと断言されてるんですよ。これ、誰が決めたんですか。そもそも、これ、質問があるということは、通常は鑑定額で買取りを予定している。これは本来のやり方なのかどうかというのでも聞かせていただきたいです。

以上2つ、よろしくお願いします。

吉村委員長 野地生活安全課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

先ほどの質問ですけども、会議はございました。ただ、内々の会議ですので議事録を取っていなかったというところです。

以上です。

吉村委員長 秘密会であったということですかね。議事録を取っていない会議ですので、理事者側の認識としてはどうでしょうか。

林本企画部長。

林本企画部長 秘密会ということではなくて、いろんな、決めるに当たって、当然、情報等はありません。ただ、情報等を共有しながら、最終的な選定条件というのが、もちろん明確にうちは以前からもお話しさせていただいてると思うんですけども、それにのっかって、どれが一番、どれかというのは、既に申し上げてますように、この当該物件を含めて6の候補場所があったということを申し上げてると思いますが、その中のどれが一番優れているかということはその会議の中で判断したということでございます。特に今、課長のほうから申し上げましたけども、その際の議事録、会議録というのはあえて取っておりません。

以上です。

吉村委員長 この会議があった日時というのはお答えできるものでしょうか。それも含めて。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

その会議につきましては、令和7年の7月ぐらいです。

吉村委員長 7月ぐらい。

野地生活安全課長 正式な日までは、すいません。

吉村委員長 令和7年7月頃ですね。

野地生活安全課長 はい。

吉村委員長 ありがとうございます。

それからあと、もう一つ、鑑定額で買うと誰が決めたんですかという質問がありましたのと、それが本来のやり方でしょうかという質問がありましたけれども、それは、今この時点でお答えに出来ないならば、答えられない旨を答えていただいても結構です。それはまた、分からないなら分からないでもあれなんですけど。私らは知らないとか。これについてどうでしょうか。東副市長、このことについて経緯はご存じないですか。どなたがお答えになりますか。

西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いします。

私が回答していいのかが分からなくて、これ、市が買い取るって言ったのを聞いておられるのか。公社の中でそれを聞いておられるのか。どっちなのかによって……。

吉村委員長 私どもは、この委員会は、土地開発公社に対する調査特別委員会じゃなくて、葛城市に、行政に対する調査特別委員会ですので、当然、土地開発公社に対して市が依頼をしたときには、既に鑑定価格で買うと市のほうが決めて依頼をされてるんですね。なので市として答えていただけたらと思います。

西川企画政策課長 市からの依頼文書については、鑑定と先行取得を依頼されておりましたので、市から公社に先行取得の依頼があったその文書の中では、土地鑑定及び先行取得についてとい

う文書でたしか周知したと認識しておりますので、公社で鑑定をとるということをこの議事録で回答してるように記憶はしております。

以上です。

吉村委員長 公社で鑑定価格をとって、その価格で買い取りなさいよというのを誰が決めたんですかという質問ですよね、梨本委員。答弁、今、難しいということなんです。

梨本委員。

梨本委員 2つ目のやつに関しては、7月24日付で土地開発公社理事長様宛てに葛城市長、阿古和彦市長から先行取得の依頼をされてるということなんで、今の答弁だと、市長がそういうふうに決めたということによろしいですね。市長がそういう依頼を公社にしたという理解になってしまうんですけども、そういうことだということ結構ですね。分かりました。これは、市長が鑑定価格で購入するということを決められたと。ただ、1個だけ聞きたいのは、これ、通常そうなんですか。基本的には、土地開発公社を使うときって、1個だけをぼんと買うのって、私、本当にあんまり、そういう使い方するのかなと思うんですけども、幾つか継続事業があって順番に買っていくと。その中で鑑定をした中で不公平が出ないように鑑定額で買っていくというのは分かるんですよ。でも1個だけを鑑定して、相手方との交渉も全く出てきてないんで、相手がうんと言うかもわかれへんけれども、鑑定額で買いますと。ここが本当によく理解できないんです。

だから通常、鑑定額というのは、私はマックスやと思うんですよ、買える。そこから交渉されるのが通常やと思うんですけども、その交渉記録も出てないんで、その辺りよく分からないんです。ですので、通常は交渉されるのか。土地を買うときは、されるのか、されないのか。鑑定価格で買うものなのかということだけ、もう一度教えてください。それ、2つ目の質問の続きです。

1個目の質問の、会議はあったと。会議はあったけれども会議録がないんだということなんですけれども、これ、2億6,000万の買物をするというか、そのときにはまだ鑑定してないから金額分らないですけども、土地建物、相当な大きさのものを買うに当たって、全く会議の中身も分からない。6か所検討したけれども、その6か所がどこかということで、どういうふうな比較をして、今の最終的に東室の物件に至ったのかということの過程も分からないということであると問題かなというふうに思うんです。その辺り、記憶の中でも結構ですんで、どういうふうな話合いがあって、どういう候補地があって、本来であれば、その候補地を会議の中でもある程度比べながらやられたはずですから、そういう書類は出てきて当然だと思うんですよ。それが全く出てきてないというのが非常に私、不可解なんですけれども、その辺り、もう一度、会議自体があったんであれば、どういう流れで、どういう意向でそこに決定するに至ったのかというプロセスを、口頭で結構ですので説明していただけますでしょうか。

吉村委員長 2つですね。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

土地等を購入するときは鑑定額で交渉しますので、それを上げたりとか下げたりということは一切ございません。我々が業者委託して、不動産鑑定士に依頼して出た結果ですので、その金額でお願いするといったところです。上げたり下げたりというのは一切ございません。以上です。

吉村委員長 葛城市では、通常、ずっと、例えば土地を買う、何か購入するときには、鑑定額が出ればそれで買うという、今の話で聞いてますと、葛城市ではそういうやり方をしてきたと。通例。ほかの自治体では、先ほど梨本委員がおっしゃったように、それがマックスで、その後交渉して、だって、そのお金は市民のお金です。税金とかもあるわけですから、できる限り市にとって有利な購入になるように交渉するのが一般的だというふうに考えるんですけども、葛城市ではそういったことは通例しないというふうに今のご答弁ではなってしまうんですが、それで間違いないでしょうか。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

市民の税金という点から考えると、下げるという考えもあるかもしれないんですけども、やはり人様の大事な土地を譲ってもらうということで、やはり一番最大限で交渉するというところでやってきておるところです。

以上です。

吉村委員長 それはほかの物件であってもずっとですか。

西川企画政策課長 と認識しております。

吉村委員長 分かりました。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。

2つ目のご質問です。こちらにつきましては、以前もお話しさせていただいたかと思いますが、すいません。もう一度お話しさせていただきます。受援施設につきましては、以前から必要性を感じており、幅広く検討を行ってきたところ……。

吉村委員長 課長、すいません。受援施設が大事だということについては、過去にも何度もご答弁はいただいているんですが、6か所が、大体いつ頃、6か所に絞って、いつ頃、最終的に1か所になったとか、6か所について具体的な地名、番地とか、これはもちろん個人情報も入っているので難しいと思いますけれども、例えば、大まかに、大体例えば當麻地区であったとか、旧新庄地区であったとか、忍海の辺りであったとか、そういうことをお答えいただけますでしょうか。それに絞ってお答えください。

野地生活安全課長 候補地の予条件ですけども、市内幹線道路である国道24号線、国道165号高田バイパス、国道166号線、国道168号線であることを条件として、計6件の物件を抽出いたしました。この候補地を選定した段階で、この東室の物件も含めて検討するようという指示がありましたので、新庄地区で2件、當麻地区で4件を候補地として選定をいたしました。その中から、交通アクセスであったり、敷地面積であったり、安全性というところに基づいて検討を行った結果、この東室の土地が最適であると判断をいたしましたので、令和7年の7

月24日に土地開発公社に先行取得の依頼を行ったところです。

吉村委員長 新庄地区の2件の中に東室、今回のところが入ってるという理解でいいですね。なるほど。

梨本委員、今の答弁どんなものでしょうか。

梨本委員 以前から、その答弁はいただいて、東室に関しては副市長のほうから、あそこも入れてというようにこともあったというふうに聞いてます。これ、やっぱり私、記録が全くないというのが不可解なんです。これだけの、そこに至るまでの過程が全然見えてこないんですよ。前回もお伝えしたように、前回というか、理事者側、説明員の方はいらっしゃいませんでしたけれども、昨年3月の段階では、いきがい体育館と當麻複合施設で受援施設をやるということも市長は答弁されてるじゃないですか。その後、1か月、2か月で検討に入って、6か所を検討して、1か所にあれして、緊防債の加減もあって、7月には先行取得を依頼してると。この流れが本当に、何て言うんですか。手続上どうなってるのかなというのが分からないので、今の答弁だけではなかなかまだ分かりにくいところの感想だけ。

あと、土地開発公社だけではなくて、不動産鑑定価格で全部買うと、葛城市に関しては。それに関しては、今回は市長の指示があって、土地開発公社の理事長宛てに市長から、鑑定価格で買ってくださいねという指示があったという理解で、そこだけ、もう一回だけ、市長からの指示でそうされたということだけお答えいただけますか。

吉村委員長 そこだけ念押しというか、確認です。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。

指示といいますか、文書をいただいておりますので、公社として、その時点でそういうものであるということで認識しております。

以上です。

吉村委員長 林本部長。

林本企画部長 先ほどの梨本委員のお話の中で、令和7年3月に、これを着手、選定する1か月前に、新庄がいきがい体育館ですかね。それと、こちら、當麻のほうで、當麻の今後できる複合施設を受援ということで、受援というのは非常に幅広くて、今回は物資という、物資の受援なんですけども、ほかにも、大半はやっぱり応援人員というんですかね。私どもも穴水町のところへ職員派遣しましたが、そういった活動拠点であるとか、そういった受援というのは非常に幅広い中の1つであって、特に當麻複合施設については、これはボランティアの方々を将来的にはボランティアセンターという形で受けていくというようなことも考えてあったりもしたので、あくまでも物資集積拠点で特化すると、当該物件のほうで、ちょうど4月、年度変わってから選定のほうに着手させていただきました。

以上です。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 企画部長、そうすると、市長の議事録の中には、物資集積拠点としては、それはいきがい体育館は入ってなかったということでもいいんですか。もう一回確認です。

吉村委員長 その辺りお願いします。

林本部長。

林本企画部長 いきがい体育館というのが、今おっしゃってますように、ちょうど今は、あれはゲートボールか何かをされてるので、地面のほうが生土であります。もちろん、何か、やはりいろんな受入れ方があると思います。全く物資だけに特化するものではなくて、恐らくいきがい体育館というよりも、いきいきセンターの駐車場の件が多分発端であったのかなというふうに思います。駐車場を拡張するに当たって、そういったいきがい体育館も当然、場合によっては、物資もいろいろあると思いますので、そういったものを受け入れる1つの候補ではあるということで、別に全く否定をするわけじゃなくて、我々が物資集積拠点というのは、あくまでも外部から、普段は備蓄はもちろんするんですけども、外部からいろんな応援の救援物資が届くんですけども、それを効果的に迅速に受け入れて各避難所に配布するという、そういった流れのものを考えておるというのが今回の物資集積拠点の位置づけというんでしょうか、目的になりますので、その辺は、あくまでも物資を否定するわけじゃないです。いきがい体育館につきましては、物資以外の活用ももちろん出てくるんで、そういった意味での受援拠点、受援施設ということでの答弁だったというふうに記憶しております。

以上です。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 何回も言ってるんですけど、今の梨本委員さんのあれとかぶるんですけど、6か所はどこなんですか。さっきも協議会やっててんから、僕らだけでもその資料を見せてくれって前も言ってるんです。それ、今の東室の物件が一番よかった。それ勝手に何かぼんぼん進んでいってるんですけど、欲しいと思ったスピードもそうやし、そこが何で1着になったかも理由も全く分かんないんですよ。あんなだけの大きい規模要るんかどうかもうさっぱり分かんないんで、6か所を何で言われへんのかよう分かんないんですけども、どこなんですか。その中であの東室のやつが1着やったんでしょう。一番よかったんでしょう。ほかと比較してっていう話でしょう、多分。ほかの事業とかやったら、見積りとったり、議会に諮ってとか、これだけ何でぼんぼん進んでいくのかもよう分かんないんですけども、その6か所ってどれなんですか。言えないんですか。比べようがない。

吉村委員長 比較検討して最終的に今の場所が残ったということが客観的に分かるような資料というのを、例えば口頭とか、公の場では当然言えなかったとしても、委員会のほうに、それが、その資料が残ってないようにも何かとれるような感じだったんで、それは不可解な感じもありますので、その辺り、どうですかね。

林本部長。

林本企画部長 今の杉本委員のご質問なんですけれども、ちょうど1年前にかれこれなりますので、その時点において、当然、不動産売買を希望される物件ということにももちろんなるかと思えます。売りとかを希望されてる物件ということになります。その後、今どうなったかはもちろん承知はしていませんけれども、やはりそういった個人であったり、民間企業さんでの利害に関係するものなので、どこだという特定をさせていただくような、物件がどこだとい

うことを申し上げるのはなかなかしんどいのかなというふうに思います。

先ほど課長が申し上げましたように、當麻地区、新庄地区、一応地区は、先ほど新庄地区が2件、當麻地区が4件ありました。基本幹線道路沿いです。24号線であったり、165号高田バイパスであったり、168号線であったりということで、それも基本は建物が、すぐ物資が格納というか、集積できるような一応建物つきを選定はさせていただいた経緯ということでございます。そこら辺のところでご容赦いただけたらというふうに思います。

以上です。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 検討物件でしょう。それで、インターネットの前で、カメラの前で言われへんのは分かんなくても、それもあんまり分かんけど、取りあえず、僕が言うてるのは、あれが一番やったというのを、取りあえず、例えば大き過ぎるのか小さ過ぎるのかも、弁もさっぱり分からんまま話進んでいってるんですよ、これ。

吉村委員長 分かります。

杉本委員 そこを僕、一番怒ってるというか、僕らは、議会としては、ちゃんと段取り踏んでいって、これがいいんか。これがよくないんか。もっと大きいほうがいいんか。ちっちゃいほうがいいんか。これでみんなが議決してそれでいきましょうってなんねんけど、勝手にあるんですよ。せめて葛城市内全部見ましたと。あそこしか本当にないんですというのを証明してほしいんです。取りあえず。そのほかのことは皆さんもっと言わはると思うんやけど、一旦、なぜあれなのかというのが全く見えないんですよ。

今日でも、協議会でも出てくるのかなと思ったんやけど、何で言われへんのかなって。ここで言わんでもええけど。その残りの5か所よりこれが一番よかったというのを証明してほしいんですよ、取りあえず、僕は。何でかといったら、さっきも言ったみたいに、我々議会は、いや、でか過ぎるでしょう、ちっちゃ過ぎるでしょう、場所悪いでしょうというふうにして、今みたいに否決になったら変えることもできるわけじゃないですか。だって買えへんねんから、議決もらってなかったら。今まさにそのとおりじゃないですか。でも、今もうありもんやから、僕はそれに怒ってるんです。となったときに、取りあえず僕の払拭するのに、あの建物が一番いいというのを実証してほしいんですよ、僕は。ほかが全然駄目でしたから、あれにしましたじゃないと、ほかのほうがいいじゃないですかってなったら、それこそ一般会計で上げていったら、そういうふうに変えられる力というのが議会にあるわけやから、僕はそこに怒ってるんです。一旦あれが、何でそんなみんな会議してごちゃごちゃやってたのに、やって、あそこが一番だと決まったのを証明してほしいんですよ。

吉村委員長 例えば、決まった理由についても、場所なのか、それとも、今、杉本委員がおっしゃったような、大きさなのか、あるいは防災上、例えば震災とか、それを今回念頭に置いた受援施設だというふうに理解してるんですけども、そのときに一番有利だとか、そういうふうなものを比較した資料が、普通は比較して、当該物件の住所とかを全部黒塗りでしちゃえば特定はできないわけですから、そういうふうにして私どもに見せていただくということは、さほど難しい問題ではないというふうには思うんですが、そういった資料もないとか、出せ

ないとかというふうになってくると難しいかなというふうに思います。

また今回、これから6か所の中で決めますねんという話であれば、我々に知らせるということが、例えば何らかの利害関係で困るとかいうふうな話ではなく、もう既に1か所決まってるわけですから、それを、実は前はこどもも含めて検討しましたということを、これ、インターネットの公の場で皆さんに示すんじゃなくて、例えば協議会の場とか、そういうところで、私ども委員も、もちろん守秘義務というか、ございますので、そういうところでお見せいただくということは何ら問題がないかなというふうに思うんです。それをしない限り、ほんまに、杉本委員も非常に疑問を持っておられるのは、本当に5か所あったんですかと。最初からこれ決め打ちやったんじゃないですかと。ほんまに比較検討したんですかというところが、今、委員の中からも湧いて出てるというか、部分だと思うんですけども、これ、何とか払拭いただけませんか。

東副市長。

東 副市長 東でございます。

今の杉本委員の質問に、なぜ、あそこが一番ベストなのかというのを、そこをお答えをさせていたきたいと思います。

まず、この前から私どもの答弁で、穴水町に職員を派遣したというお話を、市長ないし私もさせていただいたかと思うんですけども、やはり災害が起こると、救援物資、友好自治体からいろんなところからわんさか来ます。これを一々整理して、ここはこう、ここはこうというのは、これはほんま不可能です。前回の委員会では、僕、答弁させてもうた思うんですけど、阪神・淡路大震災、あのとき、僕、現場へ行きました。本当に次から次来るんですよ。本当にこれがほんま被災者に届くのかって思うぐらい来るんです。だから、もし、万が一、そういうのが一遍に来て、やっぱり受け入れるだけの能力のある広さは当然必要です。ですから、我々が6か所、あそこ以外5か所見ましたけれども、トラックが来て、そのままスムーズに荷物を降ろせて、ほんで次のトラックが来たら順番に行けるようなスペース等々を考えたら、やはりあれぐらいの広さ、まだ本当は、委員さん皆さんに現場を見ていただきたい。現場を見て判断もしていただけたらと僕は思ってるところでございます。ですから、あの広さというのは魅力がありますし、見て分かるもんもあります。1回、この委員会でも結構なので、見ていただけるような機会をつくっていただければ、本当に分かるんじゃないかなというふうに思っております。

そして、幹線道路から近いところという部分で決めましたけれども、やはりそれには、奈良県の物資の供給センターからの直線距離であつたりとか、インターを下りてすぐ物資が運び込めるという部分も含めての判断をさせていただいたということで、あそこに決めたということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 広さで決めたということですか。

東副市長。

東 副市長 広さですし、交通の利便性であつたりとか、そういった部分も込めての判断でござい

ます。

吉村委員長 そういうのは当然、今の質問の答えにはなってないですよ。そもそも、副市長、私らの決議読んでもらいましたか。全会一致で決議したじゃないですか。それは、地方自治法をきちっと遵守してないからでしょう。今回、我々が、議会が賛成できないのは。何で再議もされたのに、1回12名で否決したでしょう。それに対して再議でされたじゃないですか。12月議会で。それで議長も含めて否決になったじゃないですか。それ、なぜかということを、副市長、理解されてますか。我々も、必要だから、受援施設に反対してるんじゃないんですよ。

東 副市長 私、今、質問があったから、なぜですかというので今答えさせていただいた。決議されたのも全部分かってますよ。

吉村委員長 決議で、私どもは、この施設は……。

(発言する者あり)

吉村委員長 分かりました。すいません。ごめんなさい。委員長が熱くなってしまったのでは、申し訳ございません。

杉本委員。

杉本委員 もうちょっと言うと、僕は、6か所、副市長、それは一番やと思ってあそこにした。2番やからあれにしましたって、そんなわけないんでね。じゃなくて、この話は、1から段階踏んでいったら、去年の今頃から段階踏んでいったら、もう買えてるでしょうっていう話ですよ。6か所をみんなに見てもうて、今、副市長がおっしゃった、広いとか、狭いとか、ちっちゃい、おっきい、それをみんながやって、あそこがいいよねってなったら、普通に一般会計で上げてきたら、高い安いとかあると思うけど、買えてるはずでしょう。それをすっ飛ばして、何でこんな進んでいったんの。ほんで蓋開けてみたら、強引なドリブルしてるから、地方自治法にも何か抵触するようなおそれもある。だからこんなことになってるから、何でそんなことになってんのって僕は思うんです。僕、前からずっと言ってるじゃないですか。勝手にやったらあかんよって。

ほんで、もうありますねんって。だから、何回も僕言うてる。前の専決のときでも散々言いましたやんか。こうなるでしょうって。だってその5か所があるかないかも分かんないんです。取りあえずその5か所教えてくださいって言ってるんですよ。何でそれがでけへんの。ほんなら、みんな見たら、あれが一番ですねってなるかもわからんですやん。何でそれを出してくれないのって聞いているんですよ。せめてそれだけでも僕は知りたいから。必要か不必要か、取りあえず一旦置いといてください。ちゃんと検討したんかって。検討すんのは議会の役目でもあるでしょう。それをすっ飛ばしてるでしょうって聞いているんですよ。何でそんなぼんぼん決まっていくな。そんな買い方って、そんなんですの。ぼんぼん、ぼんぼん、3月で買うぞってなったら、ぼんぼん進んでいってますやんか。本気出したら、5か所でええの、6か所でのいいの、調べんの。2億円の建物を買うのに。10か所、20か所やらなあかんのじゃないのというのが僕の意見です。その中でも厳選された6か所はどこですかって聞いているんですよ。

難しい、できひんじゃなくて、見てくださいって言ってるんですよ。何でできひんの。検討しただけでしょう、その土地って。そこで買った、買う話とかじゃなくて、検討した何か所を、インターネットの前じゃなくて、こことここと、写真とか持ってきたらええですよん。その中で、ちゃんと調べてるなってなったら、そんでよくないって言うてるんですよ。取りあえずはね。ほかもあかんとこいっぱいあるけど。葛城市全部調べたというのを見てくださいって言ってるんですよ。なぜなら、2億円越えの建物なんだから。それぐらい慎重にやるでしょう、議会やったら。何でこっちやったらぼんぼん進んでいってるんですかっていうんです、僕は。

吉村委員長 今、杉本委員が、この6か所についての資料が必要ですよ。委員会としてこれ見せてもらわないと調査できませんという旨のことをおっしゃっています。ほかの委員の皆さんのご意見をお伺いします。

川村委員。

川村委員 関連ということでよろしくお願いします。

今、杉本委員のほうから、6か所を検討して、7月上旬に会議か何かを持ったと。これ、葛城市の公有財産の規則というのがありまして、もちろん分かってはと思うんですけども、それは正式な会議をもってやるということじゃないのかなと思うんです。だから、その議事録というのがなかったら具合悪いんじゃないですか。だから、今言う6か所の検討してるその箇所というのも含めた正式な会議文書というのが、ここできなかったら駄目なんですよ。これ、会議規則というのは、そういう正式な会議ですから、それをしなさいということですから、その認識はまずどうだったのかということ、今、関連ですので、その部分だけの質問にしておきますが、お答えいただきたいと思います。

吉村委員長 それについての認識についてお答え願いたいと思います。

林本部長。

林本企画部長 今、川村委員のおっしゃっておられます、公有財産規則ということにのっとって、そういう会議が開かれたのではないかということでございます。当然、こちら、受援施設、先行取得をするということで、公社のほうで購入をということでございますが、その中で特に公有財産として将来的にはもちろん取得、買い戻しをして公有財産ということにはなるんですけども、あくまでも物資集積拠点としてどれが優れているかという中の選定においては、公有財産としての規則にのっとるということではなくて、あくまでも一番優れているとか、物資集積拠点として優れているというところの観点から検討させていただいた会議ですので、そこからは外れた形であるというふうに考えております。

以上です。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 決して外れてないと思いますよ。こんなん、当然、買い戻していくということで依頼をかけるんですよ。公有財産を将来取得するということで、7月の初めは、1回目はいいでしょう。でも、正式にここに決定するプロセスというのが全くないというのは、この規則に基づいた正式な会議をしてないということは当然明らかであるというふうに思います。ですから、

別物ではないというふうに私は認識します。意見として言っておきます。

吉村委員長 話があれなんで、まず、杉本委員の主張されてることについて、当然見たいというふうなのが杉本委員の意見ですが、それに関して。

(発言する者あり)

吉村委員長 皆さん、いいですね。委員会として、ほかの5か所について、これについては比較しているはずですので、その資料を請求します。それを出してください。ないということはないと思います。

その上で、関連で、梨本委員。

梨本委員 1つ、副市長に聞きたいんですけども、副市長、議会に見てくださいとおっしゃられる気持ちも分かるんですけども、副市長がここはええということで、6か所の中の1つに入れられたということもこの間聞きました。ちょっと聞きたいんですけど、副市長が、ここがアスベストの問題、耐震性の問題、違法建築の問題を知られたのはいつかを教えてください。それが1点目。

もう1点は、先ほど西川課長がおっしゃられた、不動産鑑定価格で買うという話なんですけど、買うのは結構です。通常だと、でも、不動産鑑定価格も鑑定業者によって違う可能性があるんじゃないかなと僕は思うんですよ。それが、いや、不動産鑑定したら、どこの業者に頼んでも1つの値段しか出てきませんと言うんやったら分かんねんけれども、1つの不動産鑑定業者でよかったのかということと、不動産鑑定価格で買うということを土地の前所有者と交渉したはずなんです。それを前土地の所有者さんに納得してもらわんと、市とか土地開発公社が、いや、不動産鑑定価格で買わせてもらいますねん、なんて話はあるわけないと思うんですよ。それが、いつ、誰が、どのタイミングで、不動産鑑定価格で買うということを決められたのか。それを教えてください。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 私に対する質問の、まず1点目だったと思います。確か鑑定でそういうなんが出てきて、私は把握したというときですわ。

吉村委員長 大体いつ頃とかは覚えてらっしゃいますか。

東 副市長 10月の9日に出てるので、それ前後ぐらいやったと思います。

吉村委員長 10月の9日前後ですね。これ以降ですね。

もう一つ、不動産鑑定で1か所しか聞いてなかったけれども、それでよかったんですか。それからあと、相手の方に、つまり、今の話であれば、不動産価格が、出た金額が高いのか安いのかも所有者にとっては分からないわけです。それでほんまに納得してくれたというのは考えづらいんですけども、交渉は納得してもらえたんですかとか、そういった趣旨ですよ。向こうが売ると決めはった。つまり、そうなれば、価格が分かってないと何ぼで売るとかいうのは分からないというのは、普通はそうでしょうねという話なんですけれども。そのタイミングとかですね。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

まず1点目の、2社、複数とらないのかというところなんですけども、今とっていないのが現状というところです。あくまで1社として、その業者と決めていると。鑑定価格で交渉に行った際には、所有者にその旨をお伝えさせていただいて、了承していただいたと。

吉村委員長 つまり、鑑定価格で、何ぼか分からへんけども、鑑定価格が出ればそれで買いますよと向こうが了承したということでもいいんですかね。

西川企画政策課長 そうですね。

(「いつ、誰が」の声あり)

西川企画政策課長 いつまでは……。私と副市長が一番最初に行ったような記憶は持ってます。

吉村委員長 副市長と、それから課長が2人で交渉に行かれてるということですね。

西川企画政策課長 はい。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 副市長、今、耐震とアスベストと違法建築に関しては10月に知られたというふうにおっしゃいました。鑑定が終わってから知られたと。8月5日の土地開発公社の議事録の中で、理事が、この建物は耐震性問題ないかって聞いてはるんですよ。それについて事務局が、耐震性は新耐震であり問題ないと聞いており、市からも、特に増改築等せず、そのままの状態を利用していくと聞いております。また、アスベストは使用されているが、一番低い基準のレベル3でありというふうに、ここで既に違法建築とアスベストの認識が私はあると思うんですけれども、もう一回確認させてください。このときはそれは知らなかったということでしょうか。

それともう1点、今、課長にお答えいただいた、2社に聞くことはない。1社だけにしか不動産鑑定頼めへんねんと。これ、非常に問題違うかなというふうに私は思うんです。それが、交渉するんやったら、その価格をマックスとしてそこから下で交渉しはるのやったら分かるけれども、その価格で買うわけでしょう。不動産鑑定価格ってばらつきあるんちゃうかなと思うんですけど、そこは非常に、市のやり方としてどうなんかなというふうに思うのと、あと、いつ交渉しはったかというのも分からんというか、副市長と課長が行かれたということなんですけれども、いつ、どんな交渉をしはったんかというのも、メモが残ってないんであれば、ある程度そのときにこういう話になって、不動産鑑定価格で買わせてください、売ってもいいですよというような納得をして、そこから進んでいったとか、そういう何か取り交わしをしたとか、そういうものがなかったら、こんな口約束だけやったら、土地開発公社に鑑定頼みました。先行取得のときに、いやいや、そんな金額で売られへんでってなったときにえらいことやと思うんですよ。その辺りの何か書類とか残ってないんですか。もう一回教えてください。

吉村委員長 今の2点ですね。副市長がアスベスト、この問題について把握された時期ですね。再確認です。

それからあと、先ほど10月9日以降に理解したというふうにおっしゃったんですが、その前の8月の5日の土地開発公社の会議録で質問が出てて、そこにも東副市長いらっしゃったので、この辺り確認ですね。

それからあと、不動産鑑定のこと、これも交渉のことですね。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

8月5日の段階で、所有者のいつも使われている設計士、建築業者さんいらっしゃいますので、その方を通じて、まず新耐震については、建築確認の図面、概要書とかが多分あったと思いますので、その年次を見て判断をしてと思います。新耐震については。アスベストについては、先ほど言った、所有者さんの使われてる建築業者さんに確認を行って、多分レベル3ということは聞いておったような記憶はございます。

以上です。

吉村委員長 副市長が認識をされたのは。

東副市長。

東 副市長 話が前後したのかなと思います。梨本委員おっしゃるように、今、課長が答えてもらったとおりでございまして、8月の5日の会議やったかな。そこでその話は出ておりました。そういう認識をしております。

それと2つ目の質問でしたか。

吉村委員長 交渉に行きましたよね。

東 副市長 たしか交渉に行かしてもうたんは、課長と寄せてもらったんですけど、そのときは、全く、買うとかじゃなくて、あれ、どうやったのかな。所有者も皆さん方はご存じかと思いますが、所有者も転々としていたというか、前後してた部分があって、それもひっくるめて、今、あの物件がその方というところで、何というのかな、欲しいというか、ほんま、痴話話というか、世間話みたいな形での交渉だったように記憶しております。それで売ってもらえるんですかねみたいな形で、ジャブを打つというか、伺った。その程度の交渉に一番最初に行ったというふうに認識しております。

吉村委員長 副市長が行かれたときは最初の頃で、その後また別の方が交渉に行かれてるということです。何か、最初るときはというふうにさっき答弁があったように思いますねんけど、要は、問題は、梨本委員も心配されてるのは、例えば購入をするとなったときに、口頭だけやと、お互いに、売る言うた、言うてへんって話にもなります。特に安いもんじゃないですから、何千円のものを買うわけじゃなくて、何億のものを買うわけですから、そこら辺の記録はどうなってるんですかという質問なんですけれども、それはどなたか把握はされてないんでしょうかね。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

今回の土地の交渉記録については、比較的うまいこといったと言ったらあれなんですけども、相手方から特にこうしてくれとか、ああしてくれとかっていった要望もなく、こちらから例えばおっしゃったことを分かりましたという形で了解いただいたので、その都度、帰ってきてから、上司のほうにはこういう旨ですという報告はしておるんですけども、特にうまいこといったので、そこについては作成してないということで、そこについては申し

訳ないなと考えております。今後は、それは、どんなことであってもとっていきような形にしていけないといけないなと考えておるところでございます。

特に交渉の過程で相手方から例えばこういうことをしてくれとか、こういう問題があるとか、いろんなことを教えていただいた際には、議事録を作って上司に報告するということはあるんですけども、今回は本当にうまいこと、特に何の支障もなく、うまいこと交渉が進んでたんで、作成してなかったのが現状です。申し訳ありませんでした。

吉村委員長 今のことについて。

梨本委員。

梨本委員 課長言うたはるのが、さっきの答弁と矛盾するのちゃうかなって。さっきは土地開発公社の理事会の中で、市が土地鑑定価格で買うって言ってたから、その価格で買うってなりましてんということをおっしゃってましたけれども、でも、交渉の場に行ったはるじゃないですか。交渉の場で土地鑑定価格で買うということを決められたわけですよね。そこがよう分からんのですよ。市からのあれでそうなったのか。それとも誰がどう決めたのかというのが本当によく分からなくなってきたのと、あと副市長、先ほどおっしゃられたように、初めの段階では分からなかったとおっしゃいますけれども、本当にこれって、分からずに進んでいたんですか。初めに分かってて買おうってなったのではないということですか。そこだけもう一回、あれが出るまで、8月5日の段階では、設計士さんからの書類どうこうっておっしゃってましたけれども、設計士さんからの新耐震の図面と実際の現場確認したら、構造違うはずなんですよ。だって新耐震のそれがあった、初めは当初の建物ですよ。そこから増築されてますよね。だから設計図と現場が違うはずなんですよ。副市長、見てくれ、見てくれとおっしゃるけれども、それで本当に新耐震とか、そういうところで問題ないというふうに判断されたのか。すいません。私ばかりしゃべってるんで、もうこの辺にしておきたいと思います。

吉村委員長 奥本委員、関連でお願いします。

奥本委員 再度確認させてください。要するに市長から土地開発公社への先行取得の依頼が7月24日やったんですね。ということは、その時点でこの土地、この場所というのが、この物件というのが指示があったはずなんです。そうなってくると、今、副市長と企画政策課長が所有者に行かれたという、それ以前なんですよ。行った、行かへんというその辺の行動に関しては、時間まではいいですけども、日付は分かりますよね。まずその日付はいつやったんですか。さっき何かよく分からんという話やったけども、業務の日報、書かれてないとしても、大体いつどんな仕事をしたかというのは、メモ残ってませんか。手帳か何かに。

吉村委員長 日付をお答えいただけますか。かかりますか、時間。ここで一旦、1時間10分経過しますので、暫時休憩を取りましょうかね。

それでは4時25分まで休憩取りますので、その間にお調べいただいてよろしいでしょうか。暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時11分

再 開 午後4時25分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど奥本委員の質問で、副市長と企画政策課長、土地所有者と交渉に行かれたということですが、その日付についてお尋ねがありました。正確な日付というのはいつだったんでしょうか。それをお答え願えますでしょうか。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

すいません。日付までは覚えていないので、そこは申し訳ないです。たしか令和7年の春頃に副市長と一緒に行ったのは記憶しております。その際には、副市長が、その所有者にこの土地建物を売却する意思があるのかを確認した。交渉ではなくて、多分そんな、私はそのとき初めて知ったような状況でしたので、まずは売る意思があるかを確認し、売ってもいいということを聞いたような記憶はございます。

吉村委員長 売る意思があるよということをおっしゃったということですね。

西川企画政策課長 はい。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 そしたら、そのときの所有者、先ほど副市長の答弁では、所有者が転々と変わってたということですけども、春頃の話、その時点での所有者というのは、今現状、買われた方ですか。それともまた別の方ですか。そのときには、後のことに関連するんですけど、アスベストの結果報告書が、令和6年3月の報告書が出てるんです。そしたら、その時点でアスベストの話は、先ほどあった、8月5日の公社の議事録の日付以前に分かってることなんで、そのときの所有者はこれも把握されてるということでもいいんですよね。

吉村委員長 この2点ですね。

西川課長。

西川企画政策課長 もう一度質問よろしいですか。

吉村委員長 まず、行ったときに……。

西川企画政策課長 行ったときは、そうです。今のうちが買った所有者です。

吉村委員長 土地開発公社が買われた所有者ですね。

西川企画政策課長 はい。アスベストの報告書については、今回提出させていただいた書類として提出したのか。うちが前所有者から契約締結した際に、鍵でありますとか、建築確認申請書とか、アスベストの書類も一切全部引継ぎをさせていただきましたので、それを今回資料として提出したと。だから、私はそのときは、行ったときには、前所有者が知ってるというのは把握はしておりませんでした。ただ、建築士さんがアスベストの結果報告書を知ってたので、その建築業者さんから口頭で聞いたということです。

吉村委員長 口頭で聞いたのはいつでしたっけ。

西川企画政策課長 それが、多分、先行取得の会議をする前に少しお話しして聞いたような覚えはあります。

以上です。

吉村委員長 会議するというのは8月5日。

西川企画政策課長　そうですね。

吉村委員長　8月5日の直前ですか。

西川企画政策課長　そこら辺は、いつというのは覚えてないんですけども、たしかその設計業者さんから、アスベストはレベル3ですよというのは聞いた覚えがございます。

吉村委員長　奥本委員。

奥本委員　3つ目の質問だけ全て解決しないので、また後で引き継いでくださいね。

吉村委員長　はい。

奥本委員　要は、元の所有者さん、同じ方やったということなので、その方が使ってらっしゃった建築事業者さんがアスベストのこともご存じだったわけなんですよ。それを分かっているから買われたというか、市が7月24日に公社に対し先行取得依頼をされてるんです。そのときの判断が、これ、また杉本委員の質問に帰ってくるんですけども、その6か所あるところの候補地の選定の中で、この要素を入れたとしてもやっぱりここが最適やったのかという議論にまた帰っていくわけなんですよ。だからそのところがはっきりしないので、こういうアスベストの問題があるにもかかわらず、やっぱりここでいこうという、ゴーになったところの意思決定の根拠というのを示してもらわないと、ここはやっぱり受援施設として最適だなという我々の判断ができないところに関わってきますので、これ、もう少し踏み込んだ、そのときの意思決定の経過の会議録があれば一番いいんですけども、その辺また出してほしいと思います。

これも先ほどの副市長の答弁ですけども、阪神大震災のことを言及されてました。確かに受援施設というのは必要かもしれませんが、これ、地方自治体単独でやるべき事業かなという気はするんです。やはり広域で大きな災害を想定するのであれば、県単位とかの事業をやる必要もあります。当然のことながら、阪神大震災以降にいろんな災害が起こって、いろいろ受援施設の在り方に対する考え方も変わってきてると思うんです。だから当時の考え方を今適用するというのは乱暴な話であって、やはりこれは、今現状考えられる最適なものを考えていく中でこれがベストやというのは分かりますけども、この基準というのも恐らく将来的に変わっていく可能性は高いと思います。

今、県のほうもある程度そういう施設の在り方も考えてるところなので、やっぱりそういったことを踏まえた上でここに決まったというのであればいいんですけども、今の意思決定のところを考えると、後からいろんな要素が出てきて、日付のとの整合性もとれてない中で、我々は何を判断してそれを尊重すればいいのか分からない状況なので、ここは日付も踏まえた上で、意思決定がそこでどういう段階を踏まえてやってこられたかというのをもう少しはっきりさせていただきたいなと思います。

吉村委員長　奥本委員の今の質問の関連の方。関連で。

谷原委員。

谷原委員　アスベストの問題、それから違法建築部分がある問題、これがいつ分かったのかということで、もうちょっと質問したいと思うんですけども、7月10日に担当課長のほうから決裁文書を上げて、7月11日に市長が決裁している分があるんです。それは、受援施設として先行

取得と、それから土地鑑定の依頼ということで、そういう起案文書があって決裁も受けてるんですが、これ、担当課長のほうに直接お伺いしたいんですが、その時点で、アスベスト、この施設があると。レベル3のアスベストが使われていたりとか、違法建築部分があるということについて認識はされてたのかどうかだけお聞きします。

吉村委員長 その認識があったかどうか。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

この7月11日の起案の段階では、すいません。私はその認識はなかったということです。

吉村委員長 7月11日時点では、野地課長は認識されてなかったということですね。

谷原委員。

谷原委員 となると、8月5日までの間で、先ほど西川課長が答えられた、何かそれで前の所有者の方からの引き継いだ文書、アスベスト等の文書等をいただいたと。その間にということでもよろしいですね。でもないんですか。

吉村委員長 その辺り、正確にご答弁を。

西川課長。

西川企画政策課長 まず、引き継いでないので、口頭で連絡をいただきました。アスベストはどうですかと聞いたときに、レベル3ですので日常使いには全然問題ないよということはお聞きしました。あと、その時点でも、結局、違法建築かどうかというのは把握はしておりませんでした。新耐震というのは、概要書を多分生活安全課がとって、その年代を見て新耐震であるということ判断してますので、その時点でも新耐震で問題はないということまでは言ってたんですけれども、実際、さっき言うてる、遵法性に欠ける部分があるというのは鑑定によって分かったというところでございます。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 遵法性に問題があるというのは鑑定によって分かったんですか。8月5日の理事会の会議録の中に、市がそういう施設を持つことについてどうなのかということの意見が、一理事者から上がってたように思いますけども。

吉村委員長 今おっしゃってるのは、該当の箇所が、これは8月5日ですね。

谷原委員 はい。

吉村委員長 耐震性は、市からも特に増改築等せず、そのままの状態を利用していくと聞いていますというところですね。

谷原委員 そこはまた確かめますけれども、要は、7月10日の時点ではアスベストの問題は分かっていたけれども、8月5日の時点ではもう分かっているわけですから、だからそれまでの段階で、次は7月24日に市長のほうから、この話を進めてもいいというふうなことで、土地開発公社のほうに対して通知があったということですから、この時点ではもう当然分かっているわけですね。そこ、でも、微妙なところですか。そこら辺の日程が。

(「そこは微妙ですね」の声あり)

谷原委員 微妙なんですか。分かりました。そこはまだ分からないということですから、それはそういうことで。

吉村委員長 梨本委員。先ほどの件。

梨本委員 奥本委員の関連で聞きたいんですけども、日程、令和7年の春頃に、売る意思があるかって確認されたということなんですけれども、副市長と行かれたんですよね。副市長の場合は、一職員さんと違って、秘書課でスケジュール管理してないんですか。ちょっと遡って、いつ、どういう経緯でやられたのかというのを教えてもらえませんか。かつ、これ、春頃に売る意思があるかって聞かれてるってことは、ほかの6か所を全部そういう確認されてるんですか。そこ狙い撃ちで行ってるんですか。その辺りも先ほどの杉本委員の6か所の話と関わってくるんですけども、売る意思があるかと確認を春頃して、実際に先行取得の手続に入っていくのが7月24日とか、土地開発公社が8月5日とかってなってくると、売る意思があるかどうか確認だけやったら、ほかに転売、ほかに売られる可能性とか、いろいろあるかと思うんですけども、その辺りのスケジュール、いつにどういうふうに交渉されたのか。副市長のスケジュールだけでも確認していただけないか。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 秘書課に聞かないと分かりませんので、また時間いただけますか。いいですか、委員長。

吉村委員長 暫時休憩いたします。10分もあれば分かりますね。15分取りましょうか。ほんなら、4時55分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時38分

再 開 午後4時55分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど委員のほうから、副市長が行かれた日付について確認をしたい旨質問がございました。お答え願いたいと思います。

東副市長。

東 副市長 3月の25日でございました。

以上です。

吉村委員長 令和7年3月25日ですね。これが春頃ということですね。どうしても私どもの委員会は、やはり時系列ということ、これをしないと、これを押さえないといけませんので、どうしても確認をせざるを得ないということでご理解いただきたいというふうに思います。

ほかに。別の質問を受け付けます。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。

私は、今、候補地のことで話がずっと流れてきましたけれども、その前の話をお聞きしたいんです。というのは、物資集積拠点として既存の公共施設を利用するという考えがあります。これは奈良県のように広域で物資集積拠点を設ける場合、奈良県の場合でも、既存の公共施設を利用してそれを充てるというふうになっているし、ほかの受援施設計画、ほかの

市町村を見ましても、公共施設を利用すると、既存の。それで私が聞きたいのは、葛城市の場合、これを買々と、公共施設を購入するというふうに判断された。これはどの会議でというふうな方針でこういうことを決められたのかということについて、大体どういう時期にやられたのかというのをお聞きしたい。その際、葛城市は公共施設マネジメント計画がございます。つまり、公共施設は原則として新たに増やさないと。既存の分も複合化していく、集約化していくというのが葛城市の計画であります。しかし、そうなると、新たに2億以上を超える土地建物を買うわけですから、ここの整合性についての議論、これはどのように議論されてこられたのか。それはどういう会議で決定されたのかということも含めてお聞きしたいと思います。

それから2つ目は、さっき言いましたけど、奈良県も、これは先ほどあった、やっぱり石川県で起きた能登半島地震の教訓ですよ。石川県はやっぱり体制ができてなかった。だから基礎自治体が物資集積で大変になったので、今、それから後、都道府県が受援体制の整備を行って、広域、要は物資集積拠点を設けて、そこからプッシュ型で各市町村の集積拠点のほうへ運ぶと。奈良県のほうも整備が進んできてるわけですけども、そうすると大きさも変わるわけですよ、当然。やっぱり広域ですから、まず県が受けて、各基礎自治体の要望に沿って出していくわけですから。

そこで聞きたいのは、こういうふうな、要は受援施設をこれから葛城市でやっていこうといったときに、県との協議なり相談なりとかされたのかどうか。これについてお伺いします。

吉村委員長 2点ですね。

これについて、林本部長。

林本企画部長 ただいまの谷原委員のご質問でございますけれども、まず、今回、物資集積拠点を購入するに先立って、葛城市が所有してます公共施設、公有施設というんですか、当然、行政財産、普通財産含めて多数所有はしておりますけれども、基本的に物資集積拠点というのは、やはり広い体育館のようなスペースがどうしても求められるというところで、それ以外にも当然いろんな条件はあるんですけれども、そうなりますと、今、葛城市でそういった施設というのは、もうほぼ避難所、指定避難所として活用をさせていただいております。それ以外に、もし、公共施設の中でこういった物資集積拠点に、避難所になっていないもの以外で転用できるかどうかということも検討をさせていただきました。

検討の内容につきましては、担当課と私ども部局が常に市長、副市長という理事者とも相談を重ねながら、どうしていったらいいのだろうというところの決定の仕方であるので、新たに例えば会議を開くとかいうことではなくて、常に相談をしながら、どうしたらいいだろうということを検討を重ねてまいりました。ただ、うちのファシリティマネジメントの観点から見ると、当然、転用できれば、新しく施設を増やさずに転用ということは確かに記載があるんですけども、ただ、今回の物資集積拠点というのは新たな施設ニーズということでもありました。

先ほどから申し上げてます、いろんな交通アクセスの問題であるとか、また、新庄庁舎か

ら非常に近い、こちらは災害対策本部になりますので、そこからの至近距離などを考えますとやはり新たな施設ニーズということから、今回新たに取得をするというような決定に至ったということでございます。

以上です。

吉村委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

2点目の、県との協議ですけども、現在、奈良県のほうでは、奈良県の広域防災拠点は北部中核拠点といいまして、橿原公苑付近に大きな広域拠点と、南部は五條市のほうにつくるという計画が進んでいるのは聞いております。そこに県としての物資の拠点はつくるんですけども、そこから各市町村のほうに、どこに市町村の物資の拠点を置くとかっていう協議は進んではおりません。備蓄する物資の量であったり、ものというのは、今現在、県で市町村を交えて協議を行っている途中というところですので、この段階では、県とここに拠点を置いてこんだけのものというような協議は、県とはしてないというのが現状のところですよ。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 方針決定ということで改めて会議を開いてそこで決めたわけではないと。それぞれの部署で相談しながら積み上げていったということでありました。買うということをそこで決定されて、公共施設マネジメントの関係でいうと、新たな施設ニーズだったらそれはオーケーということの判断ということですね。つまり、新たなニーズがあれば公共施設は造ると。公共施設マネジメント計画に、私、またもう一度見ますけれども、公共施設マネジメント計画の精神は、将来的な人口減少を見越して、できるだけ公共施設については効率的に使おうというのが趣旨であったろうと思います。

物資集積拠点につきましては、普段は空けとくわけですよ。物資を受け入れるためにね。だから、造られたところも大体複合化施設として造るというふうなことになってるので、この点については拙速だったのかなというふうな気もします。急がなければいけないことがあるかも知れませんが、県のほうもこれから今詰めていこうという段階だということがよく分かりましたので、実際に県の動向もちゃんと見ながら、他の市町村の動向も含めて、どの程度のものをどの程度やるかというのは、基本的に県から物資は来るというふうに私は認識しているので、広域拠点のほうから、広域拠点から地域の拠点に来るという流れだろうと思うんです。直、葛城市に物資が入ってきますか。奈良県の場合はそういうふうになってるんですか。

吉村委員長 このことについて2つ目の質問ですね。

谷原委員 この辺をお願いします。

吉村委員長 物資の流れ。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

物資の流れですけども、基本的には、3日目から国のプッシュ型が、それは多分直接送られてくると思います。県からは2日目以降に、県から物資が各市町村に届き始めるであろう

と。それが県の備蓄しているものです。なので、1日、2日というのは各市町村で、その分のものは備えておいてくださいねというのが基本的な流れになると思います。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 もうあれなので、僕、ほかの都道府県のなんかいろいろ見るんですけども、地震、災害が起きたときには、まずは市内の、市が持っている備蓄倉庫等から当然送ると。それから県も送ってくるでしょうけども、プッシュ型になると、国、それから県から受け入れたものを市町村に届けるというふうに理解してるんですが、例えば国のものが直接市に来るとかいうこともあり得ると。でも、その場合も、全く向こうの都合で送ってくるということになるわけですか。つまり、そこら辺の把握、コントロールですよ。先ほど言ったように、もうとにかく大量に送ってきて、てんやわんやになるようなことになるのかどうか。だからそこをお聞きます。

吉村委員長 物資集積拠点がだから必要かどうかという意図の質問ですね。

野地課長。

野地生活安全課長 災害が起これば、すぐ基本8品目というのが、こっちのニーズ関係なく送っていただきます。これがプッシュ型というものです。ある程度落ち着いてくると、こっちのほうからこれが足りないのをこれを送ってくださいというプル型のほうに移行していくとは思いますが、最初、取りあえずは基本8品目というのは、各市町村どれだけ要るとかいうのは関係なく、一遍ばんと送ってくるというものというふうな認識をしております。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。こういう議論は、本当は議会でしっかりやった上で、必要な物資拠点をやっぱり設けるべきやと。これは杉本委員のおっしゃることなんですけれども、どうもそこが非常に分かりにくかったので、そういうふうに具体的にプッシュ、プル、どの程度の物資ということを、何日間というのも大事ですよ。これは短期で終わるんだったらそんな大きいものは要らないし、臨時、仮設でもいいわけですから、常時というふうにもならないし、そういう議論を詰めていただきたかったなというふうに思います。

吉村委員長 1についてほかにございませんか。

藤井本副委員長。

藤井本副委員長 一番最初、杉本委員がおっしゃってたところに戻っちゃうんですけど、ここまでの話を聞いてると、この購入されたところがありきで、せやけども、確認のために、ほかにないやろうかという、あと5か所を検討されたというふうにしか、私自身は今のところってないんですけども、3月に、今の該当場所に副市長と、3月25日に西川課長と一緒に行かれたと。残りの5か所で、先ほど梨本委員さんからも説明あったと聞いてないんですけど、同じように行かれたところがあるのか。残りの5か所で。でないと、やっぱりありきで行って、ただ確認のために、ほかにないのかという、探したという、何かそんなふうにしか私は今のところ受けてないんですけど、それはそれで大事なんです。けど6か所の中からここを選んだとはなかなか読みにくい。今のお話でいくと。

なぜかという、今、林本部長がおっしゃったように、ここが対策本部になるねんから新

庄の庁舎に近いところと言いながら、先ほどの6か所は、當麻地区が4か所、新庄地区で2か所探しまして。つじつまが合うてこないんですよ。そこはもうええから、3月に今の該当のそこへ行っただと。課長も一緒に行っただ。課長、ほかに行かれたところはあるんですか。それだけ聞かせていただきたい。売る意思があるんですかということを行かれたということやけども、それ以外に折衝に行っただところがあるのかという、簡単に、お話しに、そこを課長にお願いしたいと思ひます。

吉村委員長 該当物件以外の交渉についてはどうであったかという質問ですね。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

そのほかのところには交渉というのは行っておらなくて、不動産情報で売りに出ている物件を調べたというところになります。

以上です。

吉村委員長 藤井本副委員長。

藤井本副委員長 だから、やっぱりここありきでいってると思ひますわ。でも、やっぱりほかないんかという、その慎重さをもって不動産の物件を見て、こことこことここと比べたらどうやろうというレベルであったのかなというふうに、私は今のところ、それ以上の説明がない限り、そこしか行っていないねんし、あの話ではそうなのかなというふうに思ひてます。これから議論を進めていく中でいろんなことがまた分かってくると思ひますけども、今日はこの辺にしておきたいと思ひます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 次に一応つなげるといふことでお願いしておきたいのが1つあって、今、大規模な広域災害のときにカウンターパート方式という、いろんな支援のやつ、メニューがあって、物資のところはなかなかそこに入りにくいところもあるんですけども、関西広域連合が物資のことに關する取決めされてるんですよ。大規模広域災害における物資集積・配送マニュアルという。これで見ると、市町村に關しては、1か所につくれと書かれてないんです。県単位ではつくるんですけども、そこから個別の市町村単位の避難所に送る輸送体制をやっぱり重視しなさいというふうに書かれてるんですよ。だから、1か所でもいいんやけども、そしたら、今ここに決めて、それぞれの市内の各避難所に対してどういふ配送経路を充てるか。今聞いとると、県や国からの支援のところを受け入れやすいという道路の状況は分かるんですけど、そしたらその先はどうなってるかという、その議論というか、されたんかどうか分からないんで、それ、次回、市内のそれぞれの避難所に、今の決められたところから一番配送がスムーズにいくんやというよな、その辺の議論の内容を教えてください。それだけお願いしておきます。

吉村委員長 分かりました。それ、準備をお願いをしたいと思います。

(発言する者あり)

吉村委員長 答弁できるのであれば答弁。カウンターパート方式。

林本部長。

林本企画部長 ただいまの奥本委員のご質問なんですけども、本市の場合、今、物資集積拠点において、市内、市外も含めてなんですけど、3か所の宅配便業者、こちらと災害時のいわゆる応援協定を結ばさせていただきました。その内容は、主に物資集積拠点における活動、受入れから仕分、そして、やはり市内の宅配業者さん、普段されてますので、各避難所までのルートというのは非常に熟知されておられますので、一番効果的、効率的に配送できるようなネットワークというんでしょうか。そういったシステムとして、今回うちの市のほうは考えております。あくまでも拠点をつくってそこからそういった配送をするということを検討しております。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。それだったら、3つの宅配事業者と協定を結ばれて、今のこの場所が一番最適な場所であるという、それを検討されたのであれば、その辺のことも、例えばほかのところの場所、6か所あるうちのほかの5か所やったら、その3つの業者が対応できないとか何かあったんかかもしれませんけど、その辺、情報が分からないんで、それが分かったら、我々も、ああ、こういう形で判断されたんだなって分かるんで、それが今まで出てこなかったんで、今初めて聞きましたけども、その辺の一覧表みたいな、もしも出せるのであれば、お願いします。

吉村委員長 今、奥本委員のおっしゃったことも含めまして、委員会として先ほど申しました、要望しました、ほかの5か所と違ってここを選定したというのがきちっと分かる資料の提出を、今度定例会のときまでに準備をしていただくよう、これは委員会として要望いたします。ほかに。

川村委員。

川村委員 今の話とまた真逆な話をしますけれども、要するに、新しいところに物資集積拠点をつくるという発想の下に話がこれまで進んできてるということなんですけども、葛城市、非常に公共施設が、今コンパクトにしていこうという中ででも、多いわけですね。その中で、今、葛城市、旧當麻町、旧新庄町の公共施設全てをチェックして、そこが物資集積拠点になり得るのかどうかという検討はどのぐらいされたのかということも併せて、それで、いやいや、そこにはもう無理やということを加えていただきたい。それがやっぱり今、少なくしていこうと、公共施設をコンパクトにしていこうという流れの中なので、それが活用できないのかという、新しいものを求める理由というのはもちろんあるんやと思いますけれども、今あるものを使うねん。今、1つの施設として使って、それが全て葛城市の3万7,000人の人口が全て避難所にならないといけないのかというぐらいのキャパシティが、うちは足らんのかというたら、私は足りなくないと思うんですよ。だから、足りないという事実の下に新しく求めるというのであれば、やっぱりその辺の根拠というものは示していただきたいなと思います。

やっぱりあるものを活用するというのが、これから議員のほうも、今、1つの施設として使って、それが物資集積所になり得るかどうかというところの検討に入っていくわけなんですけど、我々は、理事者がそういうふうにした経緯というものはぜひとも知りたいなと

思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

吉村委員長 その辺りの経緯もよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、1番につきましてはこの程度にしまして、2、物資集積拠点の取得方法に関する事項についてを議題といたします。

この件について質疑はありませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 では取得方法についてお伺ひします。資料の4番、債務負担行為の是非を奈良県に問い合わせた記録というのが、今回出していただいたんですけれども、ここを見ると、7月の2日に財政課から県の市町村振興課に問い合わせてはるんですね。それについては、①債務負担行為の設定、②財産取得の議決、③市から公社への用地取得依頼契約、④公社による用地の取得、⑤債務負担行為に基づく市予算へ用地費等の計上、⑥公社から市の用地買収ということで、この手順でよろしいでしょうかと聞いてはって、県は7月の14日に、お見込みのとおりと考えますと。つまり、この段階で債務負担行為の設定が必要だということ、それから財産の取得の議決が必要、それが1、2にあって、初めて3、市から公社への用地取得依頼契約があるということが分かったと思うんですけれども、この手続について、全く無視して1、2を飛ばされてるということだと思ふんですけれども、これは誰が依頼して県に確認されたのか。財政課の職員さんが確認されたと思うんですけれども、誰が依頼して、どういう報告を誰にされたのかというのをまず教えていただきたいんです。これ1つ目、よろしいでしょうか。

2つ目は、さっきの話ともかぶるんですけれども、8月5日の段階では、アスベストの話が開発公社の理事会の中では出てたと。それから10月の16日の中ではもう鑑定が終わって、違法建築の問題であったりとか、いろいろそういった問題が、遵法性の問題がもう出てくるわけですよ。そのときに、土地開発公社の理事長は副市長ですから、副市長、ちょっと待てよと。これまずいん違うかということで、1回普通やったら、公社でこういうことが判明したときに、市に対して、本当にこれで買っていいんですかというような問合せ等があつてしかるべきかなというふうに思ふんです。かつ、議会に対して、議長に対して、副議長に対して、委員長に対して、こういうものが必要ですということで耳打ちしてたというような話もありましたけれども、この話はされないんですか。

12月の段階で議案としてこれ上げてきてるわけですよ。上げたときにこの話一切出てないんですよ。となると、議会がこれをすんなり、この議論がなかったら、分からんままに、遵法性に問題のあるもの、アスベストが混入してるものを受援施設として買うということを議会が議決してた可能性があるんです。この辺りについて、執行部としてどういう認識かつ、これ緊防債、緊防債とおっしゃってますけれども、緊防債はこういった違法建築のある物件に対しても使えるのかどうかというのを確認したかどうかを聞かせてください。

吉村委員長 堀川財務部長。

堀川財務部長 財務部、堀川です。よろしくお願いします。

まず、7月2日に問合せをさせていただきました土地開発公社の財政手続について、それから14日の回答につきまして、誰かに依頼されたのか、あるいはどこに報告したのかということでございますが、こちらについては、財政課内で手続の確認が必要だろうということで、どこから依頼された、誰に依頼されたというものではなくて、課内で必要性を感じて確認をさせていただいたものでございます。したがって、どこかに報告したというわけではなくて、関係部課長での共有はさせていただいたということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 課内で共有をしたと。

堀川財務部長 課内と関係部課長です。

吉村委員長 関係部長間やね。

堀川財務部長 関係部課長との共有です。

吉村委員長 すいません。私の聞き間違い。関係部課長との共有はしたということですね。

それからもう一つ、公社から、これが分かった時点で、本当に市に買っていいんですかと、そういうふうなことはなかったんですかという質問がありますけれども。

それから、あともう一つは、違法建築でも緊防債の適用になるのかと。違法であったとしても。

林本部長。

林本企画部長 令和7年度におきましては、私のほうは総務部長と公社の常務理事でしたので、それぞれの立場から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、公社では、鑑定書が出まして、補正予算を審議する場において、これはあくまでも公社の補正予算を審議する場におきまして、この物件が建築基準法の遵法性に欠ける、また、すなわち手続の、建築確認申請のされていない増築がなされている点、そしてアスベスト、こちらが使用されている点、そして耐震性についての点に関する記載がございます。

まず、建築基準法の違反のおそれがある点につきましては、理事会でも議論されたことを記憶しておりますけれども、これは上級庁に確認の結果としまして、制度上、建築確認をとり直すことというのはできないので、取得後に増改築などを行う際に法令の改善を行うことができるという、そういった意見を受けました。また、次にアスベストの件でございますけれども、こちら提出資料にございますように、レベル3であるという報告書を受けておりまして、こちらにつきましては、使用には問題ないとの意見も受けました。

あと、耐震性に至りましては、建築年次が、これは昭和56年6月に建築基準法が改正されたということで、こちら以降の新耐震による基準であるということで問題ないとの意見を受けました。

以上の意見を踏まえまして、市側で理事者も交えて、当該物件については公社が取得することを協議し、問題なしと判断いたしました。その際は鑑定書の写しを共有いたしまして、口頭での協議ということでさせていただいております。時期的には、先ほども申し上げました、鑑定書が出た後、10月中旬以降であったと記憶しております。

以上です。

吉村委員長 ということは、緊防債についても問題ないということですか。これはご答弁はどなた。

堀川部長。

堀川財務部長 財務部、堀川です。

緊防債の該当ができるかどうかということにつきましては、その時点で一応確認中ということ
ことで止まっておりまして、今現在まだ継続しておる状況でございます。

吉村委員長 確認してる途中ということですね。

堀川財務部長 途中でした、ということでございます。

以上です。

吉村委員長 結論が出てないと。

あと議会に報告したのかどうかということですが、そのことが分かった時点です。

林本部長。

林本企画部長 議会にこういった、そのときにこちらのほうから、建築基準法の遵法性に欠ける点で
あるとか、また、アスベストを使用しておりますであるとか、新耐震とか、それはもう建築
年次からは、特にあえて、新耐震基準であるので、さきの2点のことについては、こちらの
ほうから報告というのはしておりません。

以上です。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 まず、先ほどの県への問合せに関しては、財政課が判断して問い合わせた。それを関係部
課長と共有したということですね。ということは、関係部課長にいつ共有したんですかね。
25日までに共有してるのか。起案が上がってるのが25日で、8月5日には土地開発公社と契
約してるわけですけども、それまでに共有してるのであれば、これはどう考えても止めや
んとあかん話ですよ。部課長みんな知ってて進んだんでしょう。12月議会で私これ指摘し
たときに、いやいや、今から確認しますって言ったん、あれ何やったんですか。分かった。
分かってて、そんな話しはったんですか。そこがもう本当によく分からんというのが1点目。
もう一回聞かせてください。

2つ目、そもそも、部長、聞きたいんですけども、違法建築と分かった物件を市が購入
することは可能なのかどうか聞かせてください。それが、受援施設っていったら災害のとき
に使う施設です。ですので、本当にやっぱりそこが使えなかったら困るわけです。本当に慎
重にその対応は決めやんとあかんと思うんですけども、そこは、緊防債も今使えるかど
うか分からんというままで、それやったら、それこそ本当に去年早い段階で緊防債って言っ
てたんも、これ何やったんかなってなってしまうんですけども、違法建築の物件を市が購
入することが可能なのかどうかということをお聞かせください。

吉村委員長 2点ですね。

堀川部長。

堀川財務部長 財務部、堀川です。

先ほど関係部長との共有ということで申しましたが、具体的に申し上げますと、当時の企

画部長と当時の財務部長、それから企画政策課長での共有、協議というような形になっております。その中で、時期につきましては7月頃とだけ伺っておりまして、正確なところは、すいません、把握しておりません。

以上でございます。

吉村委員長 林本部長。

林本企画部長 こちらのほうも、前の委員会ですかね。3月のときの委員会の中でも私答弁させていただいた記憶ございますが、当然、市が取得するに当たっては、遵法性に適合した建物であるというのは、これはもう言うまでもないとは思いますが。ただ今回の、先ほども申し上げましたように、一応上級庁のほうには確認はさせていただいた後、取得後、法令改善という方法もあります。12条の5項報告という形で、建築士として県と協議しながら法令改善する方法はありますので、そういったことも考えると、当然、違法というか、遵法性に欠ける建物でないことにこしたことはないんですけども、市が取得することについて、それは可能であるといえれば可能であるというふうに考えております。

以上です。

吉村委員長 可能であるというご答弁でありましたけれども。

梨本委員。

梨本委員 今、財務部長のほうから、7月中に共有したということなので、8月5日の契約前にはもう分かるとるわけじゃないですか。起案の段階で生活安全課長がこれ分からんと起案したというのは理解できるんですよ。分からなかったんかもしれへんと。でも、その後、公社と契約するまでに分かってたら、止めやんと。議会に相談せんと。債務負担、議決してからでなかったら進んだら駄目じゃないですか。

あと、部長の話で、それは後、障ったら、私も議事録読んでるんで議事録の内容は分かるんですけども、そもそも、そういう物件を購入しようとする。しかも緊防債でやろうとする。緊防債まだ確認中。ほんなら予算でその緊防債使って買うって上げたら駄目じゃないですか。買えるかどうか分からんやん。ちょっと興奮し過ぎやね。でも、ほんまに緊防債で買えるかどうか分からんやつを何で予算上げてくるんですか。これ全くおかしい。理屈に合っていないんですよ。3回目、もう意見だけ。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 メールの件に関連ですけど、衝撃で、僕もこれ見て、僕は、土地開発公社でやられて、債務負担すんのを、長年やっててうっかりしましたぐらいで僕は見守ってきたんやけど、今、梨本委員おっしゃったみたいに、知ってるやん。何で議会に債務負担上げなかったんですか。何で土地開発公社で買ったんですか。

吉村委員長 分かかって、なぜそのようなことをしたんですかという質問ですが。知らないでやるのと知ってやるのでは大きな違いがありますが。

堀川部長。

堀川財務部長 財務部、堀川です。

その当時の状況のほうを確認させていただいたところ、このケースの場合、おおよその金

額か文言で債務負担行為をするということも考えられなくはなかったんですけども、そうした設定をした場合、議会に対しての説明根拠が不十分ではないかというふうに考えられたことや、これまで土地開発公社が先行取得する際には、やはり債務負担行為を設定せずに予算計上のみで購入していたことなどから、これまでどおりの同様の手続で進めてしまったということでございます。こちらの点につきましては、認識が甘かったと感じております。申し訳ございませんでした。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 最後に聞きたかったんですけど、じゃあ、これ、どうするんですか。今、部長謝られて、そこまで「こら」とは言えないんですけど、じゃあ、これ、どうするんですか。もう214条に引っかかってる物件で、最後に聞きたかったんですけど、そもそも、これ、僕思うに、緊防債、緊防債って急いで買いたい。急がば回れという言葉がありますけども、緊防債に間に合わさんやったら、できるだけ早く専決で調査費だけ上げて、ほんでちゃんと委員会で説明して、9月か12月か3月か知らんけど、しっかりと補正予算で上げてきたら別に問題なかったんじゃないかなと思うんですけど、何でそんな土地開発公社で買ったんですか。こんなややこしいことまでして。

メールでほんで来てるじゃないですか。僕このメール見てなかったら、うっかりしてたのかなぐらいで終われるのかなと思ってたんですけど、着地点、僕、こんなん分かつとってやってて、部長らみんな知ってました。今までどおりでやりましたって。債務負担行為なしでもの買えたら何でも買えますやんか。僕そこまで言いたなかったけど、これ分かつとってやったら、更にあの物件を市で取り戻すということもでけんすよ。こんなん、みんななどないするんですかと思いますよ、こんなん。怒ってるとかじゃなくて、これどうすんのかと思うんですよ。だって債務負担行為やらなければならない。これ、梨本委員さんからの指摘があって、ああ、うっかり、やって僕は進んできたから、致し方ない、あんまり使うことないしな、土地開発公社と思ってたけど、7月で分かかって、県にも聞いて、議会にも言わず今に至る。前年度にも購入できず、急いでるはずの受援施設がいまだにゲットできず、何やってるんですかって話になってきません。ほんで今金利かかってる。これ、どうしはりますん。

僕もできるだけうまいこと着地点したいなと思ってずっと眺めてきたけど、梨本委員さんおっしゃるみたいに、あの日、部長ら確認しに行ったん、あれ何、演技やったん。前から分かてるっすやんか。書いてあるっすやん、ほんで、地方自治法にも。そんなんで議会がイエスって言いませんねんって。イエスって言えるわけないですやん。僕はうっかりで終わっててほしかったんですけど、これ見た瞬間、何をどう、どういう意味、これって。正直に言うてくれたんは、それは僕評価してますよ。これは。見せにくかったと思いますけど、訳分からんですやん。何でそんな急いで土地開発公社使いたったんですか。普通に専決処分で調査費だけやって専決で怒られとったらよかったですやん。ほんで9月、12月、3月のどこかで普通に一般会計の補正予算出してきたら、こんなことになってないですやんか。だって地方自治法違反って言うてるようなもんじゃないですか。

吉村委員長 そういうことですね。このことについて、ほかに何かありますか。これについては、先

ほどもおっしゃったみたいに、議会に説明するのは根拠不十分だから、議会には説明してもなかなか通らないから、公社で先にとりうふうにもとられかねないという感じですかね。これについても重大な問題であるというふうに委員会としても認識はしているところであります。

ほか。

杉本委員。

杉本委員 部長ら連中、皆さん知ったはったわけ。皆さんっていうか、耳には入ってたわけじゃないですか。議会に説明する根拠もへったくれもなく、これ、議会にちゃんと言うとかんかったら、書いてありますやん、地方自治法にね。どういう気持ちで突き進んでいったんかが分からないんですよ。駄目ですよってならなかったんって。駄目じゃないですか。これ、書いてあるくないですか。ほんでもう、これ、職員の方分かってますやん。これでよろしいって分かっていることを何ですっ飛ばすんかが分からないんですよ。

土地開発公社で買うという、なかなかそんなキテツな買い方するんやったら、しっかりとやらなあかんですよ。普通に補正予算で上げて、ちゃんと専決でやってって、この順序でやってるんやったらまだ分からんでもないですけど、土地開発公社使うってなかなかファンキーじゃないですか、こんな。1個の何か事業が大きく決まって、それを土地開発公社でやってるのは分かるけど、あそこだけほんと土地開発公社久々に使いますねんってやったら、慎重にならざるを得んと思うんですよ。しかも耳に入ってるんでしょう。これ、議会で梨本委員さんおっしゃったから、「ああ、そうか」じゃなくて、「ばれた」ってなったってことですか。おかしいですか、それ。どうすんのよ、これってなるっすよ、それは。皆さんどう思ったはるか知らんけど。だって前から知ってたんだもん。おかしいですかって聞いているんですよ。

間違ったら言うてくださいね。僕は、それは、議会軽視って言葉使いたくないけど、何かばれへんかったらオーケーみたいなイメージがついちゃっているんですよ。だって前から知ってるやん。そこを僕言うてるんですよ。うっかりしてたと思っと思ったんですよ、僕、なかなか使っていないから。うっかりしてたで終わってくれたほうがまだよかったですわ、そんな。それがこのメール見て、もう全然違いますもん、話。

吉村委員長 8月5日の土地開発公社の理事会では、部長も理事をされてる方もいらっしゃるんですが、その中の理事の発言としても、補正予算じゃなくて、なぜ公社で対応するんですかという、何でこんな方法とるんですかというような質問もされてて、違和感を感じてはおられ、正直そういう方も多くいらしかったんじゃないかなというふうに思うんですが、その中で、なぜ、今、杉本委員の質問の意図は、何でこんなことを、誰が買うと判断したんですかというふうなことだと思えるんですけども、この経緯についてお答えになれますでしょうか。

堀川部長。

堀川財務部長 財務部、堀川です。

先ほどの繰り返しにはなるんですけども、こちらの7月2日、7月14日の情報というのが、先ほど申し上げたように、当時の企画部長、財務部長と企画政策課長のみで協議された

ことをございまして、ほかの部課長全部が知ってるというわけではもちろんございませんでした。その中で、やはり、申し上げたように、金額を設定しない、文言のみでの債務負担を提案するというのがこれまでになかったものですから、やはりかなり考えたのだと思います。そういった説明が果たしてできるだろうかということ、また、これまで土地開発公社が先行取得する際には債務負担行為を設定していなかった。ほかの事業であれば、ここ最近はずっと設定しておるんですけども、土地開発公社の買戻しに関しては今まで設定したことがなかったということで、安易にということではないんですけども、継続してそのまま行ってしまったということをございます。

よろしく申し上げます。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 それはもう一旦分かったとして、分からないですけど、これは、ほんなら、進んでいったときに、副市長に聞こうかな。誰かから、いや、これまずいですよ。これちゃんと債務負担しっかりやるか、もう1個方法あるでしょう。さっきから言ってるみたいに。専決で調査費だけ上げて、ほんで委員会で説明してって。それやったら今頃買えてる可能性のほうが高いと思ってるんですよ。だからこの方法やったら議会に説明足らんし、こういうことになるかもわかりませんよって誰もなかったんですか。行けて感じですか。その辺の空気感を知りたい、僕は。副市長、このままの買い方したら債務負担で多分突っ込まれるかもわかりませんわ。そうなったら受援施設もへったくれもないですよとか、それ議会にノーマークでどんどん進めていったら、前の専決みたいに、杉本議員ぎゃあぎゃあ言いはるんちゃうとか、危機管理能力じゃないですけど、僕やったら、これまず気づくと思うんですよ。なかったんですか。何となくで進んでいったんですか。そうじゃないと俺は信じてんねんけど。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 堀川部長が答えた答弁のとおりなんですね。金額が分からなかったという部分で、やはり金額分らないまま議会に出して、これお願いできますかって言ったところで、やっぱり金額分らないものは議会としても判断が苦しいというか、やっぱり金額出せよというふうになんか多分なつたんじゃないかなというふうには僕は思っております。

債務負担しなければいけない。このメールに関しましてでもですけども、後で私も知ったわけでございますけれども、今までの公社の買い方というのが、答弁が重複するかもわからないですけども、今までずっとそのような形で土地開発公社で買ってきた経緯がございます。それも前財務部長も言うておりました。やはりそういった買い方に慣れてたというか、認識不足だった点は反省すべきところで申し訳なかったと思っておりますけれども、それ以外の部分といいますか、買うに関して梨本委員からご指摘があったときに、当時の企画部長も調べたら、顧問弁護士のほうに確認したら、議会でお認めいただけたらいけるというような判断をもらってるというようなことも答弁でさせていただいたかなというふうには思うわけでございまして、その辺で我々も、認識につきましては本当に改めなければならない部分は今後改めさせてもらわなあかんと思っておりますし、今回このような形で大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、うちといたしましては、当時の議長であったり、副議長であった

り、委員会の委員長さんにも若干説明させていただこうということで、買おうと思ってますというのを言ってたものの、もうちょつと踏み込んで、我々も、その当時の議長ないし委員長に、これはこうこうなんでって、慎重にならざるを、今、杉本委員おっしゃるように、慎重に進めてればよかったかなというふうに思っております。

以上でございます。

吉村委員長 関連も含めて。

梨本委員。

梨本委員 さっき財務部長、企画部長とか総務部長とか、その辺だけで共有したっていうことやったんですけれども、市長、副市長はいつ知ったんですか。これまず1個目、聞かせてください。市長、副市長の耳に入っただけなのかな。さっき部長謝られたということは、部長、今年から新任やから、その当時いらっしゃらなかったというのは重々分かってながら言わせてもらいますけれども、謝ったということは、誰か責任とらんとあかんわけですよ。損害出たときに。市で損害補てんするのか。市長が個人的にやるのか。土地開発公社、理事長がやるのか。土地開発公社の理事でやるのか。この辺り、謝るということは私そういうことやと思うんですよ。副市長、どう考えてるのか。そこも聞かせてほしいんです。

吉村委員長 1つは、いつ知ったかということと……。

梨本委員 責任の所在のところがどうとらえてるのかっていうのを聞かせてください。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 このメールの文章を私確認したのは、議会から出してくださいとおっしゃって、これが出るという時点です。それ以前は全く知っておりません。

それとあと責任の所在につきましては、私一存では、市長もいらっしゃいますので、そこは答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 ということは、今年の今の議会に資料を出す段階までは、市長、副市長はご存じなかったと。こういうことですね。分かりました。所在については市長とまた相談する、責任の所在については相談すると、こういうことですね。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 関連になります。

3月やったかな。これ、県に問い合わせた結果というのを企画部長が議会の中で報告されました。問合せた結果というのはこのメールのことじゃないんですかね。それはまた別に何か問合せがあったんですか。このメール以外のところで。それが今の話、また話がややこしくなってきたんです。まずそれが1つ、お願いします。

それと、当時の企画部長と財務部長、企画政策課長で情報共有されてたということですが、内部統制的に問題ですよ。後から、副市長、議会資料請求分かって、そのとき初めて認識したということやけども、そしたら、この状況というのは、トップ2人が知らないというのは大問題ですよ。監査的にも容認できないところですね。そんなトップ2人がこんな重要なことを分からずに、しかも進めてたというんだったら、また別の問題に発展してきます。

それと、副市長は、やはり内部からのたたき上げで今のポジションに行かれています。そうすると、仮に市長がこういう知識なくても、いや、ちょっと待てよって言うべき立場だと思うんですよ。それが分かった段階が遅いとはいえ、やはりこの債務負担行為やらなかったということに対して、今現状分かってから、副市長、行政マンとしてどうなんですか。まずかったんか。あるいはこれ容認できることやと。取得金額分からなかったから、議会に説明要らなかったとおっしゃるんか。その辺りの見解を副市長に答えていただきたいと思います。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 何点かあるんで、まず内部統制の話をさせていただきたいと思います。内部統制につきましては、メールの話ですけれども、各課、メール、かなりやり取り、県ないし国ともやっております。それを全て、私、また市長が確認するといったのはかなり厳しいことです。ですから、課長ないし部長が判断して、そのメールの内容等々で、これはどういったものなのかというのを把握して、今、奥本委員おっしゃった、重要な案件等々につきましては当然報告はもらえておるのかなというふうに思っておるところでございます。

それとあと、行政マンとしての見解なんです。先ほども私答弁申し上げましたとおりなんです。今までの買い方がそのまま行かれてたという部分で、214条で進めなければならないのを、今までのやり方をそのままやってしまったというところで、これはもう反省しなくてはならないし、またこういうことがあれば、その辺はしっかりと反省をして、適正に執行を心がけていこうというふうに思っております。

以上でございます。

吉村委員長 山岡財政課長。

山岡財政課長 財政課の山岡です。よろしくお願いします。

奥本委員の最初の質問でございました、3月の委員会のほうで、委員のほうからやったと思うんですけれども、県のほうに債務負担行為のことについて確認をしたのかという問いのことかなと思うんですけれども、そちらのほうに前財務部長のほうに答えさせていただいた、県のほうに確認してというのは、今のこのメールの分になります。

吉村委員長 同じもんだということですね。

奥本委員。

奥本委員 まず、今の山岡課長の話から行きます。3月に、そしたらこのメールの件ということで、この公式な場で、委員会でお答えされてるんやったら、副市長も市長もその段階で分かてるん違うんですか。話おかしいですよ、これって。

吉村委員長 おかしいですね、確かに。

奥本委員 分からなかったら、何のことって聞かんと駄目やと思いますよ、これは。それこそ内部統制です。私、さっき内部統制って言ったのは、市長や副市長が全てのメールのやり取り確認せえと言ってるんじゃないくて、こういうちょっと問題ありそうやなって思うことの情報を上に上げてくる、報告せなあかんという、そこの内部統制を言ってるんですよ。逆にそれがなかったとしても、3月の時点で分かてるんやったら、これ何って上から聞かんとあかんと思いますよ。これちょっとおかしいですよ。

行政マンとしての見解として、従来からの買い方があったんでそのまま進めてしまったという、反省しなければならないということで、反省しなければならないで終わってしまうと特別委員会の意味もなくなってしまう。やっぱり副市長になられた。公社の理事長じゃないですか。でしたら法を守るという意味では、今まで自分のやってきたこともありますけども、本当に法にのっとりた業務ってどうかというのをやっぱりもう1回確認すべきじゃなかったですか。それをやってなかったというのが問題ですよ、これって。これだけ言いつ放しで言っておきます。

吉村委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 メールの件で私もお聞きしたいことがあるんですが、皆さんがおっしゃってるとおりだと思います。大変衝撃的な中身であったというふうに私も思っておりますが、これは財政課のほうから県のほうに、土地開発公社による用地先行取得に際しての財政手続についてと、もうはっきりテーマをきちっとした上で、1つは、用地取得依頼契約が必要だと思うけど、そうかということと、手続はこうだと思うけども、こうかということを、わざわざ確認のメールをされてるんですよ。私、なぜ財政課はこういう確認を7月2日の時点でしたのか。これをお聞きしたいんですよ。これ内部統制の問題で、私が思うに、財政課として、これちょっとおかしいことになってるかもわからんと。だから本来の筋道はこうじゃないかと財政課として思ってるけども、もう一回確認のために県に問合せしたら、県はそうですということで担当関係部長にも伝えたということやから、一体なぜこれ財政課の方は県にこういう問合せをするようになったのか。その動機ですよ。全く一般的に聞いたわけじゃないと思いますよ、これ。そのことについて。

吉村委員長 そうですね。先ほどの堀川部長のご答弁の中で動機がなかったので、今度は動機について、必要性を感じたと思いますので、これについてお答え願えたらと思います。

堀川部長。

堀川財務部長 財務部、堀川です。

動機といいますか、当時の財務部長は財政課長も兼務しておりましたが、いずれの立場でも、土地開発公社の理事というふうな形で土地開発公社の会議、理事会には入っております。その中で先行取得の話題というのが出たというふうなところから、財政課の中で、県の見解を確認してはどうかというふうなところから、財政課内での自主的な判断として確認をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 葛城市の財政課としては、正しい認識の下、県のほうからもお墨つきをいただいて、ちゃんと報告をしたと。ここまではいいわけですよ。内部統制としては非常によく職員さんとしてはやっていただいと。問題は、これはなぜ上のほうが聞かなかったのかと。止めなかったのかと。先ほどから出てるのは、過去にはそういうことをしてなかったからだ。でも、これについて一言言わせてもらおうと、道路を通す、駅前開発やる。例えば道の駅の件で

も土地開発公社が先行取得してますよ。その件については、事業として、議会としてさんざん議論もし、了解もし、事を進めていった上での土地先行取得ということなので、あえて議会として言ってこなかった部分もあると思うんです。だけど、今回の場合は突然出てきたから、また、いろんな内容を見ても、これを買うのは果たしてどうなんだということがあったので、調べたら、やっぱりこれはおかしいなということになったわけで、だから本来の立ち位置からすると、行政としては正しい方向で認識をしておられたと。だけど最終的にそれがそのとおりにいかなかったんだなと。葛城市の内部統制の上でこれは大きな課題だなというふうに思います。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 今ずっと答弁聞いてたんですけど、とても情けない。部下が知り得たことを知らないで置いとく体質自体が、そもそも、どう思ってるんですかね。財務部が聞いた。全然横の連携、こんな重大、2億以上のものを買うのに、この間、総務の協議会のときに原課がいろんな交渉をするというふうに言われました。要するに、開発公社の理事でもある部長級の人たちが、その前に原課としていろんな話が共有されてるわけですよ。今、我々も、理事会の中の話も、もちろんここからピックアップしてるんですけども、根本的に行政が当然共有せなあかん情報を共有してない。しかも、聞いてるとか、聞いてないとか。副市長も部下から聞いてないって、部下の立場として、部下のことをどない思ってるんですか。トカゲの尻尾切りみたいな話になってしまったら駄目ですよ。責任者は誰ですか、一体。もうほんま情けない、私。トップというのはどういう立場かというのをもうちょっと認識していただきたいですわ。

どうするんですか、これ。じゃあ、部下が3人だけ知ってた責任をどうするんですか。誰がしまいするんですか。このままの答弁で終わってたら、そんなんは議会は承知しませんよ。これ、どないしていくんですか。こんな事情。副市長に言わなかった、市長に言わなかった部下をどんなふうに扱うんですか。どう教育するんですか。まず、その間、何で俺に言うてくれなかったという話はなかったんですか。当然、今出てきて、こんなんこんなところで言うのは恥ずかしいじゃないですか。どういう対応してるんですか。

議会は理事者のやることを邪魔するんじゃないんですよ。市民のために、市民の利益になるために、議会にこんなことがありますって言うてきたっていいじゃないですか。議会が当然指摘せなあかんことは言いますよ。でも、それで隠蔽してここまで運んできたら駄目でしょう。根本的にそこが二代表制の根幹崩れてますわ。もうちょっとその意識高めていただかないと。

今日は市長いらっしゃらないけど、副市長ばかりに言うのもあれだけど、でも市長も副市長も同じ立場です。副市長は、部下が3人だけ知り得たことについて、後でどういう解釈をして、どういう対応をしようと思ってるんですか。こんな話、こんな場所で、知りませんでしたって、それはあきませんよ。中でむちゃくちゃじゃないですか、内部で。こんな話、議会でしたくはないですよ。これまでもこのように似たようなこともありましたけども、こ

んな失態をもう絶対しないということで、これまで内部統制の強化についても監査もしっかり言ってきたつもりです。全然じゃないですか。この辺の見解、副市長、言ってください。議会もどんだけ心配して聞いたか。副市長、知ってはるでしょう。大丈夫ですかって、聞いたんですかって、何回も正副、正副のとき聞きましたやんか。何隠してるんですか。隠さんでもいいじゃないですか。そのことについて、副市長、答えてください。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 知らなかったというのが、内部統制の話ですけれども、その点に関しましては、本当私の監督不行き届きといいますか、もうちょっとアンテナを張っておいたほうがよかったのかなという反省はただいましておるところでございます。

それで、今の件なんですけれども、何と表現をさせていただいたら……。

吉村委員長 議会を何とってるんですかという、聞いてということ。

東 副市長 当然、議会軽視という言葉が適切なのか不適切なのか、これは置いておきまして、私は決して、議会に対して、軽く見てたとか、そういったことは全くございません。川村委員、ご心配、正副、正副のときも幾度となく、私のほうに投げかけていただいたことは感謝しますし、その件につきましても、当時の財務部長とお話をさせていただいて、財務部長と話した結果によると、今さっきからうちの今の部長が答えてるとおりなんです。要は、私は前の部長からは確認をして、今までの買い方がこうなので、今までどおりでいっても問題ないけれども、グレーといいますか、そういう言葉で話されてたのを今思い出したところなんです。

ご心配をかけておりますとおり、今後の職員とのコミュニケーションといいますか、統制なんですけれども、これを機に、本当、もうちょっとアンテナを広くといいますか、言葉の意味かな、メールのやり取りとかではなくて、言葉のあやで勘違いしてた部分も出てきたのかなって反省はしておるところなので、その辺は意思統一を再度部長会等で再度私のほうから皆さんに伝えて、何かあったら言ってきてよと。分からなかったら、また議会にも相談するしというような言葉で、部長会を通じて職員皆さんにお声がけして、今後このようなことのないように善処していきたいと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

藤井本副委員長。

藤井本副委員長 今、大変な大きな問題のところで、肝となるようなお話されてます。また、これについては、引き続き、市長のおられるときにも、大きな問題ですので、そのときに述べてもらうことになろうと思います。今日は、出していただいた提出書類の中での質問ということで、私は違った側面から聞いていきたいと思います。

3番になりますけれども、今回、土地開発公社で購入したのは、水道事業会計から土地開発公社が借入れを行ったというところなんです。まず1つ目、この部分で1つ目聞いておきたいのは、土地開発公社、何年か前までは一般金融機関から借りてました。それが水道事業のほうから借りるということは、当時議会の中で承認をしたということで、それは私も幾度とそれ

は述べてるつもりです。ただ、そのときは、水道事業会計というのは葛城市の特別会計でした。でも、それが企業会計に変わりました。その中で、手続上、特別会計から企業会計になったので、土地開発公社が水道事業から借りるときに、どういふ変更というか、そういうのがあったのかどうか。それをまずお聞きしたいなというふうに思います。

続いて、今回ここに出していただいている、水道事業から借りている金銭消費貸借契約証書、これを見てるんですけども、3番。

吉村委員長 ページを言ってもらったほうがいいですね。

藤井本副委員長 3番の、水道事業から借りてる、土地開発公社が借りてる一式の後ろのほうですわ。ページ数言いますね。一番後ろですね。43ページやね。この第1条に、令和7年12月1日に2億5,700万円を貸し付け、乙はこれを借り受けたという、土地開発公社と上下水道部との中での契約ができてます。印鑑も押されていて、いいんだけど、7年12月1日に借り受けたと、受領したと、こう書いてるけども、契約日がそれより以前の7年11月11日になってるんですよ。7年11月11日、今後借り入れるということになるんですけど、一般的な金融で使う金銭消費貸借契約の日付というのは、借り入れた日というのが一般的であろうかと思います。ここはこれで、この金銭消費貸借契約が有効なのか無効なのか。これでよかったのか。この辺、細かい部分になりますけども、市と土地開発公社と上下水道管理者、いわゆる企業会計者等の契約になりますので、この部分を確認しておきたいと思います。

あと、ついでに一緒にお話をしておきますけども、最後の、これを3月に一般金融機関から借入れをされてますよね。何でそうなったのかというのが私分からないんですよ。土地開発公社は水道事業から借り入れるというのを議会に説明しておいて、その取りあえず期限が来たという中で、私らが知らない間に一般金融機関に借入れを申し込まれて借入れをされると。議会と理事者との関係の話になるんですけども、なぜそのようなことをされたのかというのもお聞きしておきたい。

最後になりますけども、もう続けて行きますね。3つ目、金融機関で借りられた。それはそれで、貸していただいているんだから、それでええと思います。ただ、これ期限を令和9年の3月と決められてるんですよ。何をもち令和9年の3月と決めて金融機関に申込みをされたのか。今、理事者としては、これをこういうふうに考えてるねんということを金融機関に述べて、金融機関はそれを理解して融資をされたと思います。9年3月25日というのは何なのか。ここを今回出していただいた資料の質問として、しておきたいと思います。

以上3点です。

吉村委員長 松本水道課長。

松本水道課長 水道課の松本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、今、藤井本副委員長様のおっしゃっていただきました、特別会計から企業会計に変わったことで何か変更があったかという点につきましてなんですけども、今回、水道課のほうで貸付けさせていただいた経緯、根拠というところかと思うんですけども、地方公営企業法施行令の規定に基づきまして、葛城市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金を安全かつ有利に管理し及び運用することに関し必要な事項を定めた葛城市水道事業及び下水道

事業の資金管理及び運用に関する規程に基づきまして貸付けを行っているというところでございます。

続きまして、2点目の質問なんですけど、契約日が令和7年11月11日、貸付けが12月1日という点についての説明にはなるんですけども、まず、借入れの申込みが令和7年10月31日にまずございました。それ以前に、令和7年10月中旬頃と聞いているんですけども、公社担当から水道課に対しまして貸付けの事前相談があったということでもあります。そのような中で水道課といたしましては、資金運用状況を確認する中で、資金というものを調達できれば、短期間であれば貸付け可能であるという判断をしております。そのような中で11月の5日、賃借契約の起案を上げまして、決裁が下りたのが令和7年11月11日ということでありました。こちらの資料にもあるんですけども、貸付期間というものが、申込みのところが令和7年12月1日から令和8年3月31日まで120日間というところがございました。この決裁が下りたのが令和7年11月11日ということでもありますので、その日を契約日としたというところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 それからあと、ほかに2つ、水道から一般企業に借入れされた理由ですね。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

この借換えをした理由なんですけども、一旦3月の、ちょっと日にちまでは、一旦水道課に期限の延長をできるのかどうか相談はさせていただいたんですけども、やはり年度末の支払いがあるので、返してもらわないとしんどいですという回答をいただきましたので、一般金融機関に借り換えたという経緯でございます。

なぜ、今度借り換えた期間が9年度末なのかというところなんですけども、こちらについても、借りるときに短期で1年間でお返しするというのをまず金融機関さんに申し上げた上で、金融機関の借換えをいただいているので、なぜ長期でなく短期かという理由は、特にないです。

以上です。

吉村委員長 藤井本副委員長。

藤井本副委員長 うまく説明、お二人ともされたと思います。水道会計のほう、企業会計になって、それで運用する規程とかできたというんですよね。次回でいいですから、それまた出していただけますか。

吉村委員長 規程を出していただくということで。

藤井本副委員長 それに基づいてやってんということで、日付の問題なんですけど、それが法的にどうなのかというんじゃないですけども、12月1日に借りたものについてはこうであるというやつを11月に契約するというのは、一般論として私はおかしいと思います。それが証拠に、金融機関から借入れをした、最後のところになりますけども、ここにも、金融機関から、今言うた、令和9年3月まで借りた金融機関の金銭消費貸借証書というものもあるじゃないですか。これを見てもらったら、契約日と借入れ日は同一の日というふうにわざわざ書いてますやん。

やっぱり文言と整合性が合わないというところ辺、書類上についても、その辺また確認していただけたらなというふうに思います。私は合わないと思いますよ。11月になんか何もないやつをやってんねんから。

令和9年まで1年間、金融機関が言ったのか、それは知らないですけども、1年間という短期でしか貸しませんよというふうになったのか、それは分からないですけど、どうやって返すかというのはこれから考えていただかなあかんことやし、今後の課題ということで、今日はもうこれで収めておきますけども、水道の事業がもうやりくりしんどくなったから、我々には、公社については水道事業で借入れすんねんという報告を以前にしてずっと来て、今回、水道事業がもうしんどくなったよってに金融機関に借りましてんというのであれば、それは後から聞いたらよく分かりますけども、やっぱり我々にかて言っていたかないと、言ってほしかったなというふうに思います。そのようにするよということで、変更するのであればね。

水道事業と金融機関と併用していくねんと言うてたものならこれでいいけども、これから公社というのが水道で借りるということを言ってて、またやりくりできへんよってに、理由は分かりましたけど、一般金融機関から借りるというところ辺も、今後、私のお願いとして、そうじゃないと議論ができなくなってしまうので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 私も、この資金調達について質問を3点お願いします。

まず1点目、水道事業会計から借入れされてると。いろいろ資料提出いただいてる中で、公社からの借入れ申請というのが、契約以前に定期預金解約されています。これが先ほどの藤井本副委員長の質問に関連すると答えがあったんですけども、10月の中旬に公社の担当から事前に相談があった。だから、定期の解約が10月27日、契約日以前にされてるということで、まずそれがいいのかどうか。解約されてるんですけども、内容を見ると、市中金融機関3社から解約して資金調達されております。特にこの中で注目すべきが、定期の解約された中の大和信用金庫が、預けといたら0.315の利率でいけてるやつが、解約してわざわざ0.3%、公社に何で貸付けしてるのか。この辺の判断がどういう形で判断されたのかというのを確認させてください。

それから、その件に関しまして、資料79ページに、水道事業からの土地開発公社への貸付金に伴う利率案という資料だけが出てきてるんですけども、この中で与信に対する資料ということだと思うんですけども、日付がないんですよ。これ、いつ検討されてるんですかということですね。この検討のときの議事録というのは、あるんかどうか分かりませんが、それがまずあるかないか教えてください。

それから3点目、水道事業から公社に対して資金を貸付けされてるんですけども、ご存じのように、水道ビジョンで、もう令和6年から水道事業が赤字になってる状態なんです。なおかつ、昨年から水が不足してるということで、不足するとやっぱり県水を買入れないといけない。これから先の水需要に関しての資金をある程度確保しておかないといけないとい

う段階で、それが、市がなぜ公社の資金を水道事業から借りるということに対してオーケーしたのかどうか。その判断がよく分からないです。そもそも、葛城市水道事業及び下水道事業の資金管理及び運用に関する取扱規程というのがあって、この9条に、公金管理委員会の意見を聴くことができるようなので、聴かなくてもいいんかもしれないけども、公金管理委員会というのも今まで設置されてなかったということですけども、市の規程としての公金管理委員会というのがある以上は、やっぱり聴かんとあかんという、何でその判断に至らんかったか。この辺が与信のところと絡んでくるとこだと思うんですけども、この与信のところの詳しい内容がよく分からないんです。この表だけでは。その辺りお願いします。

吉村委員長 以上3点です。

松本水道課長。

松本水道課長 水道課の松本でございます。奥本委員様のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目なんですけども、今おっしゃっていただいたように、大和信用金庫のほう、解約した時点で0.315%ということで、今回貸し付けた金利が0.300%で恐らく不利だということでおっしゃっていただいていたという認識ではいてるんですけども、今回、大和信用金庫と、あとは奈良中央信用金庫というところなんですけども、令和7年11月11日で満期を迎えるというところがまずありまして、そのときにどのような、満期を迎える、大体3週間前ほどから、定期預金をしている金融機関にこれを継続するかどうかというのを内部的には検討しているというのが通例になっております。今回、令和7年11月11日が満期ということで、今後どうしていこうかという話の中で、今回、葛城市土地開発公社のほうから貸付けの相談があったというまず経緯がございます。その中で、今回、貸付けに当たって資金運用の状況を確認する中で、満期が近い3つの金融機関の定期預金を資金として調達することで、短期間であれば貸付け可能ということと判断したということは、先ほどと重複するんですけども、判断したという経緯がございます。

貸し付ける金額としては2億5,737万円ということになりますので、ほかの解約した南都銀行であるとか、奈良中央信用金庫の定期預金の利率というのも見まして、2億5,737万円の貸付けするときに、解約した3つの定期の金利というのが平均で0.197%ということがございましたので、トータルとすると0.3%は有利だという判断で解約、満期が近いというのとトータルで有利ということでさせていただいたということがまず1点目でございます。

次、2点目なんですけども、資料79ページ、いつの時点でということの議事録があるかというご質問だったと思うんですけども、いつ時点の、日付けがないということで、この決裁を上げる時点でということかなという認識はしております。

あと次に3点目なんですけど、公金の与信につながるというところなんですけど、公金管理委員会の意見聴かなかったのかというところではあるんですけども、今回の貸付先である葛城市の土地開発公社というのは、葛城市が公有地取得を目的として設立された法人ということで、信用できるかどうかであったりとか、未回収リスクという点において、葛城市が担保するものと考えていることから、与信審査というのは行っておりません。それに付随するんですけども、公金管理委員会の意見を聴かなかったというところに関して、同様の

理由ということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず、指定金融機関の借換え、満期があったということですが、3社あるうちの満期になったのは2社だけなんです。ですね。南都のほうは満期と違いますよね。解約して払戻しというか、解約されてるわけですから、その辺は今のご答弁とは若干違うと思います。トータル的に0.197の利率ということなんで、0.3やと得やという判断かもしれませんけども、例えば葛城清掃事務組合、毎年、利率のいいところに金融機関変えられてるんです。有利な運用という形で。そう考えたときに、1つに集約するというのはリスクも大きいんかもしれないんですけども、やっぱり高いところの利率あるんやから、公社に貸すよりもこっちという判断も当時あったんかなと思うんです。その辺りの与信の審査のところの中の議事録もないしということなんで分からないんですけども、やっぱり市のお金、市民のお金じゃないですか。それを預かってる以上は、市が最終的に担保するという、与信管理できるとはいえ、これ、ほんまに仮に、もし、民間事業者やったら、こんな怖くて貸せませんよ。その辺り、もう少し、公社というよりも水道事業はもう企業会計に移ってますので、民間企業と同じ扱いなんです。会計上も。そしたら、お金に対してもう少しちゃんと厳密なジャッジっていうのが必要になってくるかなと思います。

それと、先ほどの公金管理委員会、これが、市が担保するので与信審査を行っていないという、これもおかしいんです。これこそ民間企業やったら絶対与信管理せんと駄目なんです。公金管理の委員会、今まで立ち上げてなかったら、この機会に立ち上げたらよかったと思うんですよ。そうせんと、これ、最終的に誰が、もし、これ焦げついたら誰が責任とるんですか。市がそしたら担保してくれて、焦げついて市がやったら、それ全部市民が負担するんですよ。その辺り、やっぱりお金の意味というのをもう少し慎重に考えていただきたい。

あと言ったように、公社の借入れを水道事業体に使えという最終ジャッジした人というのが私分からないです。この資料だけでは。借入れの申請は市長から指示は出てますけども、公社から市に対して申請があって、市長が指示してるんですけども、最終これ判断したのは原課ですか。誰なんですか。そこだけ最後お願いします。

吉村委員長 判断をしたのはどこかということの答弁をお願いをします。

松本課長。

松本水道課長 水道課の松本でございます。

ただいまのご質問なんですけども、添付資料3の70ページのところに記載のあるとおりでございます。

以上でございます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 聞いてる人は分からないから言いますが、電子決裁用紙のところで見ると、最終判断したのは市長、その前は副市長となっております。副市長は公社の理事長なんです。これも公社という性格上、行政の序列とかぶるところあるんですけども、自分で申請しておいて自分がオ

一ケ一出すというのは、これもやっぱりおかしいですよ、本当は。特にこんだけの大きな金額になってくると。その辺りも、そこは本来は公金管理委員会に諮ってやるべきだったんじゃないかという気はします。

吉村委員長 補足だと思いますが、奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 上下水道部の奥田です。よろしくお願いします。

先ほどの奥本委員の、最終決裁権者がというところ辺の、電子決裁用紙のところに副市長の名前があるというところなんですけども、これにつきましては、水道事業に関しましては、副市長自身は決裁権限がございませんが、一応うちとしましては意見を聞くという形の合議という形でいただいているという状況でございます。

以上です。

吉村委員長 決裁権がなくて、合議で名前が入ってるということですね。ということだそうです。

これについての、奥本委員の質問についての関連の質問とかありますか。大丈夫ですか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと戻っちゃうんですけど、このメールを見るまでは、まあ、ええかと思ってたんですけど、よう分かんないんですが、金額分からなかったら議会に言われへんという意味が分かんないんですよ。債務負担行為を上げるのに金額が分からんから議会に言えませんかというのは分かるんですけども、債務負担行為を上げるに当たって、金額分からなかったら、その前段階としては議会と相談するべきやと思いますし、これ、12月の契約やから、ほんで、急いではる理由が緊防債という理由であれば、3月議会でも重々間に合いますし、今に至っては、今年の緊防債もありますし、なぜ金額が分からなかったからって議会に、言い方悪いですけども、議会を通さずに進めていってるのか、いまいよく分かんないです。これ、僕、前までやったら、そうなんと思っとったんですけど、今改めて考えると、よう分かんないです。金額分からな議会に言えないんですか。債務負担行為、必要なんでしょう、議会の。それが言い訳にしたら苦しいんで、その辺の見解をお願いします。

吉村委員長 その辺りお願いをします。どなたがお答えを。

東副市長。

東 副市長 東でございます。

私どもといたしましては、より丁寧にと想着しまして、やはり金額、鑑定価格が分かかってからを載せさせていただいてという部分で考えておったのが、今回分からないまま、議会に対しても失礼だろうということで、慎重を期したというか、というところで載せなかった。

(「それはちゃうやろう」の声あり)

吉村委員長 それで、今の答弁であれば、議会にきちっと固まるまでは予算は上げないとかということであれば、答えが今の答弁でいいと思うんですけども、公社で買っちゃってるわけでしょう。

もう一回、杉本委員。

杉本委員 ずっとこの話、理事者の答弁でずっと出てるのは、今言ったみたいに、金額が分からなかったから、債務負担行為上げれない。これはまだ百歩譲って分かりますわ。でも、債務負担

行為を上げようとしてるのであれば、金額分からんでも議会に債務負担行為を要しますねんと。去年の何月でもいいですけども、12月にはやりたいと。ほんなら9月議会もあるし、12月議会、ほんで緊防債に間に合わすんやったら3月でもいいでしょうっていう話なんです。金額分からなかったから債務負担行為をやれなかった。これは分かります。でも、債務負担行為をやる方向でやってます。何をそんなに急いでるのか分からないですけども、それをやる気がないというんか、忘れてたんか、ばれへんかったらよかったんかなって、この3つぐらいしか原因見当たらないんですよ。ただ、僕このメールを見るまでは、別にうっかりもあるかと思ってたんやけど、どうも、僕、ここがよく分からない。分からないんですよ。だって、債務負担行為を上げる気やったら、だって別に6月議会終わってからでも、議会にこういうことしますねん。債務負担行為上がるかもわかりませんねん。ただ、今、金額分ありませんから9月になります、12月になりますという話できるじゃないですか。全然。

僕さっき聞いて、途中で終わってますけど、これどうすんのって話なんですよ。僕はうっかりやったらここまで言う気なかったんですよ、ほんまに。絶対防げましたやん、こんな、どう見ても。だから僕は今日怒ってるんです。防げたはずですよ、こんな。それが金額分からんから債務負担行為上げれません。そんなわけないでしょう、どう見ても。金額分かってきたら上げてきたらよろしいやん。違いますの。金額いつか分かるんでしょう。何でそんな急いでんの、これ。意味分からないですよ。このメール見るまではうっかりで通してるのかなと思ってたけど、このメールを見た限りは、僕は、ここに座らせてもらってる以上、しっかりと答えてもらわんと困りますわ。責めてるわけじゃないですよ。責めてるように見えるけど。どうすんのこれって心配してるんですよ、これ。だって一番最初にこれ12月の補正上がって、全否決なってから更に具合悪なってるんですよ。そんなんで市、買い戻せますか。あそこずっと置いておきますの。これ、どない真剣に考えてはるんですか。だから土地開発公社のうっかりやったらまだよかったんですけど、確信犯に近いものが僕あるような気してしゃあないんですよ。何で債務負担行為、金額上げれなかったら議会に一つも言えないんですか。

吉村委員長 東副市長。その辺り。

東 副市長 言葉が私、理解不足だったのかなと思いますけども、債務負担行為云々の話ですけども、当初に分かった時点で議会のほうにそういうふうに私どもから丁寧に説明をすればよかったんですけども、それを要はしなかったという部分で今回ご迷惑かけてるといった部分に関しましては、先ほどからも答弁しておりますとおり、私どもの認識不足だったのかなという部分でおります。

それとあと、私、先ほどのこのメールの件で、委員長、確かめていいですか。内部統制のことも今後のことありますので、私どもの……。

吉村委員長 正確さを期すために確かめたいということですね。

東 副市長 そうなんです。というのは、議長さんのほうから市長のほうに、こういった書類ないですか、提出してくださいねというお願いがありました。ですから、4番の債務負担行為の是非を奈良県に問い合わせた記録（日時等も含む）の写しと、このように書いてございます。

これに関しまして、こういうのが議長からうちの市長に来るということは、どこかでそれがあるだろうというのがあったのか。あると知られたのはいつだったのかという部分と、どうやってこれを知られたのか。

(発言する者あり)

東 副市長 しましたか。

吉村委員長 したんです。

東 副市長 そうですか。それ確認させていただきます。

吉村委員長 よろしいですか。大丈夫ですか。

東 副市長 結構です。すいません。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 分からないことが多過ぎるんです。例えば、今のだって、債務負担行為の話になったときに、一番最初に出てきた答弁が、金額が分からないからって、一番最初出てたじゃないですか。ということは、債務負担行為やらなあかんことは分かってたの。分かってないの。わざとなん。知らなかったん。いっぱい選択肢ある中でどれが正解か分からないんですよ。答弁もころころ変わるし。だって債務負担行為上げる気あったんですか。いや、でも知らなかったんです。昔からその方法でやってたんです。どっちみtainな。金額分からなかったから丁寧にやってって、今さっきおっしゃったけど、いや、丁寧にやろうとして言わんのという、だからどれがほんまなんか分からないんですよ。債務負担行為やらんでええと思い込んでやってたって僕は思ってたけど、結局みんな分かってたんじゃないですか。債務負担行為要るんやって。でしょう。ほんで、めちゃめちゃ急ぐんです、緊防債と言いながら、いまだに買えてないというこの矛盾さね。何がしたい、何でそんな急いだんと思うんですよ、僕これ。別にゆっくり慎重にやれば、土地開発公社でゲットするにしても、ちゃんと議会で債務負担行為で金額出たら言いますから、お願いしますねってやとったら買えたじゃないですか。買えてたかどうかは微妙ですけど。何でそんな急いだん、この話って思うんですよ。

緊防債、緊防債って、去年の末の段階ではもう来年の緊防債も続きますという情報出てましたやん。ということは3月でもよかったんじゃないですか。何でそんな無理やりやって、こんなことになったんか分からんし、最後に言いたいのは、これどうすんのって話ですよ。どうすんのって。僕、処理の仕方が見当たらないですわ。だって最後は処理してもうて、土地開発公社がほんまにやり方分からんかって、すいませんで終われる話かなと思っとったけど、知ってたやんってなったらやばないですか、ほんまに。理事者みんな分かってたんやん。債務負担行為やらなあかんの。メールで確認してたやん、去年の7月の段階で。どうすんの。

吉村委員長 今、会議も長時間にわたってますので、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後6時38分

再 開 午後6時55分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、令和7年7月2日に、財務部のほうからメールを奈良県のほうに問合せをされたという財務部の答弁の中で、その前の土地開発公社の中で、これに対する心配をするような

ことがあったので、それを踏まえた上で自主的にメールを送ったというような答弁がありました。土地開発公社からいただいている会議録については、8月5日が一番古い分で、それ以前がありませんので、それ、私どもの調査としては必要だと思いますので、7月2日より前の土地開発公社の会議録、その後、もし、複数回やってるのであれば、その分も含めて、これは提出を願いたいと思いますので、これは委員会として調査に必要ですので、提出をしてもらいますようよろしくお願いいたします。

ほか。

梨本委員。

梨本委員 その資料、土地開発公社だけでなく、先ほどの答弁は、財務部長も土地開発公社の理事の中に入ってるから、7月2日より前にその話が耳に入って、7月2日、県に問い合わせたというようなことやったんです。だから、土地開発公社としてそれを、どういう情報の議事録があるのかというのは大事なんですけれども、それ以前に、市でどういうふうな流れになってるかというのは全然共有されてないじゃないですか。

吉村委員長 そうですね。

梨本委員 出てきてないわけですね。それを財務部の一課員さんが知ってはるというのは、私ほんまにおかしな話やと思うんです。だからその辺りも、今回は、財務部局さんには、多分もしかしたら、その書類出してくれと言ってないかもしれへんので、どういう流れでそういうものが引き出せることに至ったのかという経緯も含めて全部出していただきたいとお願いしておきます。

吉村委員長 確かにそうですね。今、梨本委員のおっしゃるとおり、土地開発公社でそういった話が出てというふうなことであれば、出るまでの経緯があったから出てきたわけですから、それがつまびらかに分かる資料の提出を要望しますので、よろしくお願いいたします。

取得方法についてそのほか、各委員、よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 1点なんですけど、①の資料にはなるんですけれども、14ページから16ページに、公共用地先行取得に関する契約書ということで、葛城市と土地開発公社が契約書を結んでます。これは、先行取得して、それを委託する、土地開発公社が買ったものについては、これを受託するということですから、買い戻すということについての契約なんです。これについてお聞きしたいんですけれども、物件は書いてあるんですが、金額が書いてないんですよ。私、最初、契約書で金額がない、買い戻すと言いながら金額のない契約書というのが、どうも普通の契約書として理解しにくいので、これについてなぜ金額が書かれてないのかということについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから2つ目は、契約書の15ページになるんですが、その他の第6条のところに、この契約内容のほか、次の通達を遵守し処理するものとするとあります。これ4つほど、これは国の通達、これを遵守し処理するとなってるんですが、実は私手元に、ここにはない通達、昭和47年の8月28日付の通達を持ってるんですけど、そこには、土地開発公社が契約する中身について、やはり金額もちゃんと書くことも含めて書いてあるんですよ。だから、この通

達をわざと抜いたんかなとか、その通達には、債務負担行為もちゃんとすることということも書いてあるんですよ。だからその通達が入ってないということは、分かって抜いたのか。ここら辺、なぜこの通達、ほかは書いてあるけれども、昭和47年の8月28日の通達がないのかなと思って不思議なんですわね。

また、委員長にもお願いしたいんですけども、この契約書の4つの通達、これをどういう通達なんか、資料を請求したいと思うんです。というのは、ひょっとしたら、私、なかなか見当たらないのもあるので、その中に、債務負担行為をやらなければならないというようなことを通達書いてあったら、そもそもしてない契約になるから、契約そのもの自身が無効になるので、だから1から4までの、これは求めたいんですけど、まずは質問として、その通達について、これは8月28日の通達がない。これは何でなんでしょう。これはどういう基準で4つの通達、遵守するというふうに上げてるかということも含めてご説明をお願いしたいと思います。

吉村委員長 金額がないという、14ページのこの契約書ですが、①の14ページの契約書ですが。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いします。

まず、この公共用地先行取得に関する契約書なんですけども、過去からのひな形ですって使ってるものなんで、特にこれを抜いたりとかっていうのはしておりません。この費用負担の金額についても、以前からこういう形で契約をしておったので、この時点では金額が分からなかったというのも当然あるんですけども、過去から見てみますと、金額が書いてないというふうな契約書となっておるところでございます。

以上です。

吉村委員長 ひな形でそれをそのまま流用したということですね。

谷原委員。

谷原委員 契約書ですので、過去からずっとやってるということですけども、これは実際どうかということについては、ちゃんと検証していく必要があると思いますので、ちなみに、ほかの、先ほど述べた契約書の中には、ちゃんと金額も入れるようにというふうなことでありますので、僕は契約書としてもうちょっと調べていく必要があるなと思っております。

以上です。

吉村委員長 先ほどおっしゃった、1から4番の通達については資料提供を求められるということでよろしいですね。

梨本委員。

梨本委員 今の関連なんですけど、今、谷原委員が出された通達というのが、平成12年4月21日付、建設省経整発第26号、自治政第27号、公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）の改正についてという通知文書やと思うんですよ。これ、土地開発公社の議事録の中で、この通知文書の16号を適用して、理事の方が、建物を買えるのかって聞いてはるんですよ。この通知文書を引用して、この16番で、建物等が存在する土地を取得する場合には原則として云々って書いてあるんですけども、これによって建物も買えるというこ

とを説明してはるんですよ。この同じところに、この2番のところ、さっきは16番ですけども、2番のところに、4の2のどこなんですけども、関係法令に従い、買取予定時期、買取予定価額及び用途を明示した用地取得依頼契約を書面で締結すべきものであることって書いてるんですよ。にもかかわらず、市と公社は、買取予定価額を入れずに契約してるんですよ。これ、違法ちゃうんですか。認識聞かせてください。

吉村委員長 その辺り、金額が入っていないということの遵法性についての認識をお願いします。これが、梨本委員が今引用された会議録というのは、8月5日の会議録ですね。8月5日会議録で、理事が公営法上、原則土地の取得のみと理解しておると。その中で公社で建物つきの土地の購入は可能なのかというふうに聞いています。それに対して事務局のほうで、今し方、梨本委員がおっしゃったようなことで、問題ないと認識しておりますというふうな答弁が公社の理事会でありました。

これについて、西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

これは、そもそも……。

吉村委員長 もし、質問の意図が分かりづらければ、確認をしていただいて結構です。

西川企画政策課長 買取予定時期、買取予定価額及び用途を明示した用地取得依頼契約を書面で締結すべきものってあるんですけども、違法というのは何の法律で……。

(発言する者あり)

吉村委員長 ちょっと待ってください。

西川企画政策課長 通達からすれば、それに適したことを処理してない可能性はこれまでもあったんで、この点に関しては、川崎弁護士と相談した際にも、今後ここについては見直していくべき必要があるということはお聞きしておりますので、その点については、今後は改善していきたいと考えております。それは一旦、現の先行取得契約書も一旦全部見てもらった上でいろいろ助言とかいただいておりますので。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 ここには、3のところには、予算で債務負担行為として定めておかねばならないことも記載されてるんですよ。通知の中にね。ほな、もう全くこの通知なんか無視ですか。葛城市は、こういう通知は土地開発公社は無視して契約するという考え方でいいんですか。この通知の存在知らなかったと、契約書の中に入ってたから通知の存在知らなかったというんやったら分かるんですよ。通知の存在、議事録から知ってますよね。知っててここに書いてある内容も知ってはりますよね。知っててわざと抜いてるんかって聞いているんですよ、予定価額。理事長、副市長は、さっき丁寧にやるために債務負担組まれへんかったと、金額が分からへんからって言わはったけれども、通知に違反することと、通知に書いてあることをちゃんと遵法精神持って守らんとあかんと僕は思うんですけども、それと丁寧にやることと、どっち大事なんですか。これをもっても、担当課ばかり言うたらあれなので、副市長、答えてください。副市長、今なお、法的に問題ないとお考えなのかどうか聞かせてください。

吉村委員長 現時点での認識をお伺いするということですね。

東副市長。

東 副市長 それは12月に梨本委員からご指摘があった、あのときの我々の答弁ということですよ。だから弁護士の見解としては、債務負担行為を起こさなくても、このままいけますよというような弁護士のご回答をいただいておりますという、その答弁ですよ、今おっしゃってるのは。違いますか。

吉村委員長 こうやって今、議論がずっと中で様々来てますでしょう。この議論を副市長、お聞きになって、市がやってこられたことはどうだったかという今の認識を聞かれてると思います。

東 副市長 私といたしましては、様々ご意見頂戴しておりますので、整理をちゃんとしていかなければならないのかなというふうには思っております。

以上です。

吉村委員長 梨本委員、もう一回認めますので。

梨本委員 副市長、5月19日の議長宛での提出書類によって知らはったわけですよ。本来7月2日に確認していたことが、市長、副市長の耳に入ってなかったというふうにさっきおっしゃったじゃないですか。僕からすると、その段で、えらいこっちゃと、すぐに議長に報告行かんとあかん、委員長に報告行かなあかん、当たり前やと思うんですよ。その後も総務建設の協議会もやっとなるわけですよ。そんなん全部ほったらかしにしといて、今の段で、委員会で突然、いや、このとき知りましたという話じゃないですか。僕は、これは相当問題やと思うんですよ。こんな隠蔽してたのかと。もしくは責任の所在、これ誰かに押しつけてんちゃうかという、そういう疑いも持ってるわけですよ。そんな中で、この段において、債務負担行為を組んでない。こういった予定価額、記載してない。いろんな問題が発生してる中で、議決もとってない。これに関して遵法性に問題はあると考えてますかって聞いてます。

吉村委員長 今の梨本委員の発言を聞かれて、これは適法であると考えているかどうか、お答え願えますか。

東副市長。

東 副市長 この件に関しましては、私も勉強不足かなという点がありますので、うちのまた弁護士等に見解といたしますか、お聞きをして、後日報告をさせていただけたらなと思っております。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 弁護士に相談するというのは12月にやったはるわけですよ。そんなこと聞いてるんじゃないんですよ。弁護士さんは全部知ってはるわけちゃうじゃないですか。弁護士がジャッジするわけでもないわけですよ。副市長としてどう考えてるのかって聞いてるわけですよ。副市長、市長は、ここまですっと、さっきの話やと、隠蔽されてたわけでしょう。議会も隠蔽されてたわけですよ。そのことが明らかになって、そのことの報告もなかったでしょうっていうことを言うてるわけです。さっきから杉本委員もかなり強い言葉で、どうすんねんということもおっしゃってるわけですよ。これは、僕は、市長、副市長しか答えられへんと思いますよ。

吉村委員長 これ、副市長、今、梨本委員おっしゃったように、先ほども川村委員もおっしゃいまし

たけども、リーダーとしてどうか、トップとしてどうかということですよ。

東副市長。

東 副市長 隠蔽とかおっしゃってますけど、決して隠蔽をしてるわけでもなく、杉本委員、一番最初におっしゃっていただきました。本当にしなくてはいけないことを従来のやり方で忘れていたというのが本当のところなんです。ですから、今、委員長もおっしゃってくれてますけども、今後どうすんのやというのは、受援施設というのは当然必要やと思いますし、市民のためになるもんやと思ってます。ですから、その辺に関しましては、もっと議論をさせていただいて、当然、市長ともお話ししながら決定はしていきたいなと思っております。

以上です。

吉村委員長 どうぞ、認めます。

梨本委員。

梨本委員 地方自治法の214条に違反してるでしょうっていうことを12月からずっと言ってるわけですよ。そのことを、違反する可能性があるから、7月に県に確認したんでしょう。県は、債務負担行為なかったらあかんという返事来てるわけでしょう。

(「あかんというか」の声あり)

吉村委員長 ちょっと待ってください。まず、順番に、議事録残したいので、すいません。

梨本委員 7月にはもう市は知ってたわけでしょう。市長、副市長、知らなかったって言うかもしれへんけれども、市長、副市長は知らんにしても、市は知ってたわけじゃないですか。これ過失じゃないですよ。うっかりじゃないじゃないですか。わざと情報を伏せてたわけでしょう。12月に、私がこれ214条違反するんちゃうんですかって言ったときも、いや、すぐ弁護士に確認しますって、その前に知ってたわけでしょう。隠蔽ちゃうんですか。隠蔽ちゃうかったら、これ何なんですか。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 だから、私が知ったのはその時点ではないということです。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 ほんなら調査してよ。何でそれ上がったときに調査せえへんのよ。調査してよ、中で。何でそれ隠蔽になったんか。隠蔽というか、出てけえへんかったんか。市長、副市長が知ったんは最近やろう。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 その件に関しましては調査をさせていただきます。その辺でまた議員さんにも聞かせていただくことがあるかと思しますので、そのときはご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 12月でこうやって出てきて、これ、地方自治法違反やということが出てきてたわけですから、その時点で調査を、今しますじゃなくて……。

(発言する者あり)

吉村委員長 それ確認しましょうか。座ったまま言うたから、立って言ってください。

梨本委員。

梨本委員 議会に何聞かはるんですか。議会も何か隠蔽に関わってるんですか。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 より丁寧に確実なものをこの場で言わないとあかんで、そやから、確かめる意味で、うちからまたこれ聞きたいですという、合うてますか、この質問でいいですかとかっていう部分に関して、再度、僕から聞かせていただいたら、議員さんも協力してくださいという。別に何も……。

(発言する者あり)

東 副市長 確認のためですよ。

吉村委員長 確認というか、ご自身が、今の副市長の、私の理解が合ってるかどうか分かりませんけども、記憶とかそこら辺で瑕疵があったらちゃんと言うて下さいねというようなことですね。ということだというふうに理解はいたします。ただ、ほんまに今日の委員会聞いてまして、日付をいつですかって聞いたら、その後すぐ修正とか、これ、委員会として成り立ってるのかなと思うんです、正直言うて。だからこれ、委員長として、この調子でこの委員会、つまり、あくまでも、委員会で答弁というのは正しいことを事実確認をして、こちらから聞いたことに対して事実を述べてくださるというのがこの委員会の前提ですよ。それを言っ、違ってましたとか、それからあと、法令のことについても、正直言っ、遵法意識というか、法を守ろうという意識があるのかと疑わざるを得ないような発言も見られますので、これはこのままでいいのかって、これは委員の皆さんにも意見も聞かなきゃいかなんと思うんですけど、時間もあれなんですけれども、委員長としては、このことを思わざるを得ないということなんです。

言うててもあれですが、この2に関して、ほかの委員の皆さん、何か、よろしいですか。
増田議長。

増田議長 先ほどから、特に県に問合せをしていただいた件に関しましては、非常に私もいろんなことを知らされました。というのは、昨年の7月の2日現在で、財務部長は、この取引というんですか、購入に当たって、どのような手順で事務処理をせなあかんかということをご認識をいただいて、県に問合せをしていただいたということやと思うんです。返ってきた答えが、お察しのとおりですと。要するに、債務負担行為をしましょうと。その次に財産の取得の議決を得ましょうと。この手順でやっていきましょうというのは、財務部長もその段階で、部内で、課内でこうするべきやなという協議をしていただいたということやと思うんです。私らが全然そういうことも知り得ない段階でご認識をいただいた。非常に、さすがプロやなって、ここまでのちゃんと手順を認識されてたってということ、さすがやなと思うんですけども、それに間違いないか、お答えください。

吉村委員長 そのことについて。今の議長の質問。

堀川部長、お願いいたします。

堀川財務部長 財務部、堀川です。

前任の話にはなりますが、おっしゃっていただいたとおり、法令に基づいた流れを確認するために県に確認をさせていただいたということでございます。

以上です。

吉村委員長 増田議長。

増田議長 非常に的確に細かく分析をされた。当時の部長は公社の理事でもございますので、8月の5日ですか。この理事会のところで登場するのかなと。私、この8月の5日の理事会のための、私は事前調査やというふうに思ったんです。ところが出てこないんですよね。先ほど説明あったように、総務と企画と財務と、3者でこの内容についてご協議されたと。

吉村委員長 情報共有されたということですね。先ほどのご答弁では、企画部長、それからあと企画政策課長ですね。企画部長、企画政策課長には関係があるということで伝えたということです。あとそれと財務のほうでは……。

増田議長 せっかくこれだけの問合せの情報を、大事なコンプライアンスに関わることを、財務部長から説明のあった件に関して3者がどのような協議をされたかというのをお聞かせ願えますか。

吉村委員長 情報共有したときにどのような話があったのかということですね。それについて、知り得る範囲内で、ご存じなければあれですけど、前任者の話ですので。そうか。いらっしゃった。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

メールについては、そのものを私たちは共有したわけではございません。実務提要进行を財務部長から見せていただきまして、こういう手はずが要るのかもしれないんですけど、これまでずっと同じようにやってきたんで、ただ、どうなのかなというので協議した覚えはあります。土地開発公社による土地の取得と議決時期というような実務提行を見せていただいて、それを共有したということで、メールの内容までは、私は、そこは、今、最近初めて知ったということでございます。

吉村委員長 増田議長。

増田議長 従前から、こういった件というのは、こういった形でやってたという認識と、なぜ今回改めて財務部長は、県に対して今までやってたことを正式な形で確認をされたんかって、私、そこのとこが非常に引っかかるんですよ。意識をされてたと思うんですよ。きちっとやらなあかんという意識を持たれたと思うんですよ。それをなぜ尊重せんかったんかなと。なぜ、この理事会等で、きちっとやっていこうねと。こういうふうな返事も来ましたと。メールは確認されてないということですけども、私はそこでのコンプライアンス意識の欠如が、今までどおりでええねんという意識が、言葉があり得ない。各議員の方が、大きなお叱りの言葉があったように、私も、議会に対する意識というものが非常に欠如してるということで、ほんまに情けない気持ちでいっぱいでございます。

私、こういった問題がなぜ起きてくるのかなということで、ずっと話聞いてて、基本的なところから行くと、私は、今、一生懸命、大勢の方がお手伝いをいただいて、意見を聞いて、何千人の方に意見を聞いて総合計画立ててるんですよ。その中でも、受援施設の問題とか、防災に関することとか、大事なことをしっかりと意見を聞いて、あの10年間の計画にきちっ

と落としていって、それを1年ずつ、目標に向かって、達成に向かって事業を進めていくというのが本来の形やと思うんですよ。それを、1年前、聞いたこともない、こういう施設を購入するんだと。2億6,000万ですよ。それでも総合計画の中に10年前にこういうものをうたっていると、この方向で行くんだというふうなことを目標としておられるのであれば、それも承知の上ですけども、そういったこともなしに、こういうお話が急に出てきたということに関しては、議会も戸惑ってるというのはもう当然のことやと思うんで、これ、長期にわたって議論を重ねる必要があるかなとは思いますが、議会としても、今後のためにも、理事者側の調査をしっかりと、先ほど副市長述べられましたけども、進めていただくように、今後こういうふうな事務手続が再発しないような答弁をご準備いただきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

吉村委員長 私ども議会は、市民の代表として、やはりしっかりとその辺り、市政に対して言わざるを得ないことは言っていかなきゃいけないので、よろしくお願いをしたいと思います。

杉本委員。

杉本委員 結局、債務負担行為はやらなあかんと思ってはったんですか。僕は、最初、梨本委員さんから出たときに、その後の委員会も聞いてましたけど、昔ながらの土地開発公社のやり方やってるから、債務負担行為を上げるのをうっかりしてましたって今日の今日まで思ってたんですよ。でも今日いろんな話、答弁、これも先ほど委員長がおっしゃったみたいに、委員会として何か答弁変わってるくないですか。

吉村委員長 そうなんですよ。

杉本委員 だって最初は、土地開発公社で債務負担行為やらなあかん。そんなこと頭にもなかったですわって来てません。でもメールは出てくるわ、答弁では、金額出てからしっかり説明しようと思ってましたとか、結局どないなんて思うんですよ。このメールに関しても、部長、課長で共有いたしました。知ってたんみたいな。結局どれなんですかって思うんですよ。だって、僕、正副打合せとかで部長とかいろんな方としゃべるときに、それ全く知らなかったか、土地開発公社のうっかりミスで、それはしゃあないよと思って僕今日まで来てたけど、結局知ってたんかい。だまされてたんと思いますやんか、そんなん。だって全員知らんと思ってたもん。そういうやり方を土地開発公社がずっと使ってたから、昔ながらのやり方でうっかりしてました、で来てたのに、結局真実はどこにあるんですかって思うんですよ。

委員会として、先ほど委員長おっしゃったみたいに、委員会も聞いてても、だってどれが答えか分かりませんもん。土地開発公社を使った理由も結局分からずじまいで、何か解決しますのと思いますわ。だってころころ変わってるんだもん。だって僕も最初はそう信じてやってたけど、違うかったもん。

吉村委員長 今、杉本委員がおっしゃったように、こうやって説明員の方に来ていただいて説明を求めると。その前提は、正しいお答えをいただける、事実を述べていただくというのが前提で私どもは臨んでるわけですけども、これが担保されないということであれば、この委員会というのは、調査はすごく難しくなると思います。

杉本委員。

杉本委員 結局、土地開発公社で進めていく。それは今度聞くとして、債務負担行為についてはどういう認識でやられてたんですか。7月の時点のメールは耳には入ってはるんでしょう。でも12月、梨本委員さんから出たときは、今日の今日まで、このメールが出てくるまでは、うっかり、昔のやり方で債務負担行為を上げやんでええと思ってました、で来てたんです。そうじゃないの。どっちなんですか、実際。債務負担行為のことなんか頭の片隅にもなかったですわ、で来て、僕は、うっかりミスやからもうそれはしゃあないんやと思ってたけど、ちゃうん。どっちなんですか。これちゃんと答えていただきたい。僕、部長とかと話しするときに、それうっかりやと思ってるから、それはしゃあないわって、何とか処理していこうって思ってたけど、どうすんの、これと思ってますよ、僕、今。だって僕うそつかれてたんと一緒にじゃないですか。債務負担行為のさの字もなかったというイメージで来てましたもん。

でもこれ、耳に入るか入らんかは別としても、問い合わせしてちゃんとやってくださいねって、やろうとしてる人が1人でもおったら、部長、課長、それ入ったら、債務負担行為なしでいったらあきませんやんってなって当然のはずやのに、よう分からん。よう分かんないし、僕は、聞いてた話と違うのがすごく気分悪いです。そう思って動いてたからね、僕は。でも結局どうなんて。答えてもらってもうてええですか。正直に言ってください。僕もどうせそんな1回うそつかれてんねんから。皆、知らんって聞いてましたよ。

吉村委員長 今の委員の質問ですので、説明員の方、ご答弁をお願いしたいと思います。これ、要は、正しいやり方は理解はしていたと。財務部のほうでも当然理解はしていたし、このことは共有、企画のほうも理解はしていたと。だけれども、8月5日の時点で、それでも、これは公社のほうの話ですけれども、それ以前の、8月5日に来る前に、それでも買うという意思決定がなされたということですよ。正しい方法を曲げてでも買うという意思決定がされたということだと思うんですけれども、その経緯についてご答弁をいただきたいと思います。杉本委員の質問はそういう質問だと思いますけれども。

(発言する者あり)

吉村委員長 もっとシンプルで。

杉本委員。

杉本委員 もう皆さんに聞きますわ。債務負担行為やったほうがええと思ってた人、1人でもいてるんですかって話ですよ。全員知らなかったら、僕はうっかりでよかったんですよ。1人でも知っとったら止めれる話じゃないんですか、これ。

吉村委員長 知ってた人は、当然、先ほどの答弁の中でいてましたね。

杉本委員 そうでしょう。でも僕は、最初全員知りませんでしたって聞いた。

吉村委員長 止められるかどうかはまた別問題。

杉本委員 それこそ、今、問題になってる、それ違法じゃないのって話になってきたんで、これを守れへんような体制なんっていったら、もっと問題になってきますよ。でも僕は一番最初に、何回も言ってますけど、全員知らんかってうっかりやと思って進んでたのに、知ってる人おったら、1人でもおったら、全力で止めるべきなんじゃないんですか。いいの、ほっといて、それ。

吉村委員長 本来は知ったら当然正していくというか、これは止めるべきですよ、組織としてね。それはもう何人もの委員の方も指摘されてると思いますけど。

川村委員、確認を。

川村委員 今、財務部からこの回答をもらったと。企画課長に、西川課長しかいらっしゃらないから、課長と部長が聞いたわけですよ。聞いたときに、要するに、部長と課長は共有してたということやね。それからどうしたということについては答弁もらってないんやけども、それはどうなんですかね。その問題でそのことを知り得た。知ったけども、止めようと思いはったん。そこ答えてくれないと、何でそこで、財務部長は共有してもらおうと思って出したわけでしょう。そしたら、どこで止まったん、この話は。どこで詰まってしまったんでしょう。そこを回答していただかないといけませんね。

吉村委員長 そうですね。もう委員会としては、そこは一番肝となるところですね。明らかにこの手続上、こうしなければいけないという人が認識をしていて、共有もされていたにもかかわらず、違う方法を選択されたわけですから、どこで止まったのかという質問ですね。

西川課長。

西川企画政策課長 答弁になるかどうか分かりませんが、当時の企画部長には相談はさせていただいて、そこから先がどういうふうな方向になったというのは、私のほうでは把握はしておりません。ただ、何遍も同じ言い訳にはなるんですけども、過去から同じような手続でやっていたというところもあったので、認識が非常に甘かったというのは反省しておるところでございます。

吉村委員長 課長とすれば、部長に預けて、それでその先のことは不明であるということで理解しました。

川村委員。

川村委員 そこで止まってたんが問題やね。だから普通は、わざわざ財務が尋ねたことが、情報共有してもらってるのに、なぜ自分たち2人だけの判断で止まったんかということやね。課長も部長も話したのかな。それとも上司に報告しましたか。したか、してないかだけ。上司というのは、副市長、市長にです。そのところを教えてください。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 しておりません。私のほうからはしておりません。

吉村委員長 その先のことが分かりませんが。部長にはしたけれども。

西川企画政策課長 私のほうから、市長、副市長に相談したということはございません。

吉村委員長 課長から直接はないと。

川村委員。

川村委員 一応退職されてますが、ぜひ確認をしていただきたい。ここは確認せんとあかんとこやと、大事なところですのでね。今、西川課長は上の上司に報告したと。そこからの時系列、やっぱり確認しておくべきかなと思いますので、ぜひ、委員長、すいません。確認してください。

吉村委員長 分かりました。特に当時の財務部長とそれから当時の企画部長の間でどのようなことが

あったということは確認をさせていただきます。ということを確認をしなければいかんということ。

大体取得方法については、今のところだけを取り上げても問題があったということは明確であります。これについてもよろしいですね。

（「はい」の声あり）

吉村委員長 もう時間のこともございますので、2、取得方法については以上といたします。

続きまして、3、取得した物資集積拠点の問題点に関する事項を議題といたします。

この件に関して質疑はございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 取得方法、取得経緯をずっと聞かせてもらってたんですけど、本当に答弁になってないですね。ちぐはぐなことばかりが今答弁で返ってきてるというところで、ちょっとしんどいなと思ってます。

それと問題点なんですけど、私、この建物の遵法性なんです。ここ、鑑定を出されたときに、これ、手続違反なんです、基本的に、手続違反。そやから、これは建築基準法違反か都市計画法違反かというところはまだ分からない状態です。今もってまだ分かってないと思います。ただ、ここで、鑑定書で遵法性違反が疑われるってなってるのやったら、そこで一旦踏みとどまって、一旦、いろいろあります。検査済証を取得してないガイドラインの、何かガイドラインも出てるんです。これは検査済証を取得されてますけど、そうやって、要は、今の適合か不適合かというところが、それをまず取得する前に調査するべきじゃないかなと思います。

ほんで、これ一体どうするんですか、取得したときにね。だって土地開発公社の議事録の中では、増改築を行わないと書いてるんです。そのまま使う。そのまま使うことは、手続法違反もちろんあるんで、遵法性の疑いありながら、違反の疑いありながら使うということは、これは許されへんことです。これはね。そやから、そこをどう考えて、増改築もなしにやろうかなと思ったはったんかというところが全然見えないです。僕は、もちろん今までの自治法違反に疑いがある、214条の疑いがあるというところは、もちろんそうかもしれませんが、今までもこうやってやってきたとかいうところがあるから、すごい今、曖昧な答弁も返ってきてるけど、ここについては分かってるんですよ。絶対違反を鑑定で言われてんねんから。調べるべきじゃないですか。上級機関に聞くという、これは、そっちも許可権者ですわ、言うたら。土木事務所か県庁か、どっちかに聞かれてるか分かりませんが、違法か違法じゃないかというのは、そこは関係ないです。はっきり言って、自分らで調べやなあかんですよ。これについては。せやから、建築基準法違反の疑いがあるしか書いてないんですよ。都市計画法の疑いがある。でもその疑いがあるんやったらそこを潰さなあきませんやん。というところが全くもって認識が甘いと思います。こんな取得できひんですよ。

こういうことがあるから、一旦調査をして、建築基準法違反ではなかったです。要は、簡単に言うたら、検査済証のときの当時の状態に戻したらいいんですよ。これで言うたら。検査済み通ったときの状態に戻したら、クリアになると思います。と思いますけど、ただ、それ

を全く、そやから、やってることがちぐはぐなんですよ。そういうこともありながら、こういうふうを考えてますとかいうんやったらいいですけど、全くそれがないじゃないですか。そやから、その辺どう考えたはったん。これはむちゃくちゃ甘いように感じるんですよ、考え方が。行政としてはそういう人らを指導していかなあかん立場でしょう。そやから、その辺の認識が全くもって甘いので、その辺どう考えたはったんかなというところが答弁いただきたいなと思います。

吉村委員長 この点につきまして答弁を求めます。

林本部長。

林本企画部長 当時の状況というのは、先ほど西川委員のほうもおっしゃりましたように、理事会の中で上級庁のほうに確認をした結果のことを報告いただいて、その中で、当然、取得をした後に、増改築のすぐの予定はないんですけれども、もともと建築基準法、当初は適合してて、検査済証もある建物ですので、そういったところの部分で、今おっしゃいましたように、建築基準法の12条の5項かな。そこの部分の対応というのは、そのときはまだ漠然というような表現で、まだ増改築の際に、建築確認申請を取り直すというのはできないということでしたので、あくまでも増改築の際には、それを合わせてするという話をそのときには対応で、そのときにはそうなったら、取得後、そういうときにはそういう形でやろうということだったんですが、その後はもちろん、12条の5項の報告があるので、当然適合にできるようにすることは可能だということで、そちらのほうをやっていくと。意識は変換というか、その中では変わったんですけども、やはり遵法性に欠けるという建物を市が当然取得するに当たって、適合にこしたことはないわけなので、遵法性に欠ける建物を市が取得することはやはり問題かなという認識はもちろんありましたので、そういった手法で法適合、法改善をするという考えに改めております。

そのまま使うというのは語弊がありまして、今、ここの建物というのは物流センターの建物ですので、災害時における物資集積拠点というのは、用途的にはそのまま使えるという意味ですので、当然、何らかの手直しのものは必要だというのはありましたので、その際も含めて増改築するかしないかというのは、そのときまだ判断はしておりませんでしたけども、とにかく取得はしていこうということの結論でございます。

以上です。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 後で分かったという形なんです。結局そのときに、12条5項の報告ってあるんですけど、それについても、結局、もしかしたら、今、適法かもしれないんですよ。どっちか言うたら。もしかしたら、今、手続違反な状態だけでね。そやけど、疑いがある時点で、そこは調査するべきでしょうというふうには思うんです。それを取得してしまって、後でえらい、やっぱりこれ、12条5項でそのままいこうと。12条5項の報告をして、違反建築物の是正も含めてやっっていこうと思うんやったら、先に、やっぱり購入する前にやっとなあかんことやと思いますわ。そなん、そもそもやと思いますよ。その辺がやっぱり認識がすごく甘いなと。ここで誰かが本当に、いや、ちょっと待てよと。もう一回、違反建築物かどうかというのを、

これ、土地鑑定士だけやったらそれは分からへんのです。可能性があるというだけでとどめてるんで、これを調査しましょうよと。ほんで違法性がないような状態で調査しましょうよと。そういう話が出やんかったというのが不思議やなと思います。それがそのまま取得してしもてるというのが、それが分からないなというところがあります。

今、部長言わはったように、これから、もしかしたら、こういう議論がいろいろ深まって、これ、なかなか、最初の2項目の取得経緯、取得方法、これが、この委員のメンバーが、ああ、なるほどなど。そこで合意をできるような、言うてはること一本筋通ってきたなということっていうのが、僕、今の中では考えにくいです。考えにくいですね。こんな状態やから。そのときに、これどないしようかと、杉本委員もずっとおっしゃってる。結局着地点どないすんのという。要は経緯をずっとやっていったとて、正直後づけ、後づけになってるんかもしれません。分かりませんよ。そやけど、これ、どないすんの、着地点っていうたときに、議会から出した決議ってあるでしょう。そのことについて、1点、副市長にも聞きたいんですけど、決議のところに、将来に向け、無駄な負債を増やすことで市民の皆様が納付していただいた血税を無駄に使うことがないように、速やかに処理することを強く求めるというのを決議で出してるんですね。この処理するというのは、どのように考えてはるのかなと。要は、処理するというのはいろんなやり方あると思います。この処理というのも、今、この特別委員会を立ち上げた中で、皆さん、ああ、それやったらいいね、早く処理しようと。議長もさっき長くって言わはったんですけど、僕は早くこれ終わらすべきやろうと思ってます。早く、どうにか決着つけて。次に進まへん。そやから、その処理の仕方というのを聞きたいですね。公社と市長に対して出してますけど、処理というのは、この物件をもう一回転売するというのも処理ですよ、これは。その辺の処理というところをどのように考えてはるのかなというところが聞きたいです。これはそやから副市長に答えてもらわんと、多分……。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの西川委員のご質問にお答えしたいと思います。

私、2つの立場があるので、どちらで答えようかなと思うんで、両方の立場ですか。公社の立場と副市長の立場とありますが。

吉村委員長 副市長の立場で。ちやうちやう。これについては公社や。これは公社やね。すいません。ごめんなさい。私が今勘違いしてました。公社の理事長の立場で。

東 副市長 で答えるんですか。

吉村委員長 処分ですからね。ですよ。私たちの決議は、それに対して、そういうことです。失礼しました。

東 副市長 決議の中で処理する。今、西川委員さんおっしゃってもらいました。公社の理事長の立場といたしましては、やはり、いち早く、市に買い戻していただくというふうに思っておるところでございます。副市長の立場でもですか。理事長の立場だけでいいですか。

吉村委員長 副市長の立場としては、早く市として買い取るということですね。

東 副市長 そうです。

吉村委員長 今の話であれば。そのためには、議会の議決が必要だということは理解されてますね。

東 副市長 当然、今、皆さんから大変なご意見いただいておりますので、それを今さっきから私答弁いたしておりますとおり、調査するとか、弁護士に確認するとか、様々なことを整理いたしまして、理解を求めていきたいなというふうには思っております。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 これ、そしたら、処理するというのは、処理することを望む……。

吉村委員長 今の答えが思った答えじゃなかったら、再質問認めますので。

西川委員 公社としては、公社と市に対して処理することを強く望んでるわけですよ。こちら側はね。今、理事長の立場で言うたら、一刻も早く市に買い戻してもらうことを望みますということなんです。公社の立場で言うたら、売却という意味、処理する、自分の持ちもんやと、今はね。今は自分の持ちもんやというところに関して、売却をするという意味というところもないということの、それは市に対してそれはお伺い立てやなあきませんよ。もちろんそうやと思えますけど、そういうことは一切ないということなんですかね。

吉村委員長 この意思について。

東副市長。

東 副市長 ありがとうございます。理事長の立場でなんですけれども、これは、私一存では当然いきません。理事会等がありますので、理事会に諮りまして答えを出させていただけたらなというふうには思っております。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 決議、これ3月なんですよ。そこまでそういう話全くないのかということもあるんです。今、前の総建の中で協議会ありましたけど、理事会も開かれてるんやったと思うんですけど、そういう話はなかったのかなというふうには思うんですわ。

吉村委員長 この点確認したいんですが、私どもが、今、副市長がおっしゃったみたいに、理事長の一存では決められない。だから、理事とも協議をしなきゃいかんということで、私たちがこの決議を上げてから理事会は開催されましたか。公社の理事会は。それは、何度、いついつ、内容については、このことについてやったかということを、それを確認だけしておきましょう。まずそれ、お答えいただいていいですか。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。

理事会は5月の11日に開催しました。内容については、例年の決算、経営状況の報告書を報告したのと、あと、その他の案件で、この決議までは多分取り扱ってはなかったと思うんですけども、こういうことがという話はしたように記憶は、今、議事録持っていないので正確なことは言えないので、何かそんな話をしたようなことは記憶しております。

吉村委員長 この処分についての相談はされなかったんですか。

西川企画政策課長 ほかに長期保有の土地についてもまた検討してくださいねって言ったことは覚えてますが、今のこの受援施設を処分するという話はしてなかったように記憶してます。

吉村委員長 議題に上がらなかった。

西川企画政策課長 はい。

吉村委員長 議題に上げなかったんですか。上がらなかった、上げなかったんですね。

西川委員、途中で確認だけさせてもらったんですけど、いいですか。

西川委員。

西川委員 何かもう軽いですよね、何かね。何なんですかというところですよ、これ、決議出したんわと。そんなん5月にやられてるんやったら、こういうことが議会から決議出てるけど、という話があってしかるべきやとは思いますが、何か、どういうふうに思っているのかなと。僕らは一生懸命考えてますよ、本当にね。僕は正直、こういう経緯であったりとか方法であったりとかっていうところは、若干、昔からの流れというのものもあるし、言い方難しいけど、ちゃんとした答弁があれば、一本筋が通ってたら、何となく、これから気をつけますっていう形でいけるのかな。自分の気持ちだったらそんな形ですよ。ただ、このこと、ほんで実際、でも、ほぼほぼ皆取得できるというような認識を持たれてたら、甘過ぎますやんか。だから、こういう形で処理することを強く望むって言うてるのに、全くそれも議題に出ない。本当に心配した中で、公社としても、市民の皆様の税金が、利息も含めて、毎月60万から70万かかっていくわけですよ。一刻も早くどうにかせなあかんというところだと思います。

これ、ほんで、今のこの委員会で見たところで、全部ちぐはぐな答弁になってるし、これが、ああ、そうやな、それでほんだら、経緯も取得方法も、もう間違いないやんか、ええやんかという中で、これ、全部の合意とれるようには思わへんのですよ。だから、こういう形で処理することというところも含めて、あの施設をどうにかせなあかんということは、それについて処理することって書いてるのに、何で公社でも議題に上がらへんのかというところについては、もう完全に議会をなめとんちゃうかなと思いましたね、それはね。困ったものですねというところなんです。そやから、ここについてしっかり着地点が、僕、どこにあるかっていうところなんです、はっきり言うて。これフラットにできへんのかと。言うたら、クリアに一旦できへんのかというところが、僕は思ってます。正直、この施設自身が。そやから、その辺話されたんかなというところで聞いたんですけど、一向にないということで、残念ですね。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 僕も西川委員と一緒に、うまいことならへんかなと思って日々考えてるタイプなんですけど、今の答弁とか聞いてても、市で買い戻せる可能性を感じたはるんですか。現実見ましょうよ。去年の12月より分悪いですよ。去年の12月の補正のときのほうがまだましですわ。今、もう答弁もむちゃくちゃやし、僕に至っては、何かうそみたいなんつかれてるしね。ほんで、聞きたいんですけど、受援施設が欲しいのか、急いで、あの土地が欲しいのか、どっちなんですか。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 受援施設でございます。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 となると、もうあの土地では厳しいじゃないですか。今みんながもうあかんよってなってるし、今、西川委員おっしゃったみたいに、中身もほんまにこれ一番よかったんか、あの施

設と思うぐらい、アスベストもあるし、契約の仕方もおかしいしになってるわけじゃないですか。急いで欲しいんは受援施設でしょう。あそこの土地が欲しいわけじゃないでしょう。前に決議、俺ら満場一致で、処理しなさいよって言ってるわけじゃないですか。それをうまいことやろうと思って僕らも一生懸命考えてるのに、開発公社の会議で議題にも上がらへんって、それどうするつもりなんですか。逆に答えもらうまで僕永遠に質問しますよ、ほんなら。どうするつもりなんですか。市に買い取ってもらうって、それ、土地開発公社の理事長の立場からして怒るべきじゃない、普通に。いや、市で買ってくれるって言ったから買ったのに、買ってくれへんし、議会でも怒られるしって、どうなってるんですかって、普通の民間の感覚やったら、金利何でうちが払わなあきませんのってならなおかしいんじゃないですか。理事者の会で。何でなんですか、これって。議会も言うてること間違っていないですやんかって。ほんならこれ処理しましょう。金利も払わなあかんのってなるのが普通じゃない、民間で。

吉村委員長 そうです。そのとおりです。

杉本委員 せやのに、5月でも、うん、うん、頑張りましょうで終わってるんでしょう。いやいや、無理やって。前より分悪いじゃないですか、どう見ても。前より今のほうがみんな怒ってるじゃないですか。ほんじゃあ、どうすんのって話ですよ。今もう一回、さっきの質問じゃないですか。あの土地が欲しいんか、葛城市の市民の皆さんが災害のときに使う受援施設が欲しいんか、どっちなんて話ですよ。受援施設でしょう。いち早く欲しいんじゃないですかってなったら、あそこじゃ駄目じゃないですか。何ぼでも後手後手に回っていくじゃないですかっていうのを僕ずっと言うてるはずですよ。ほっとっても何もええことないじゃないですか。だってもう来月の議会になったら、みんなが機嫌ようになって、あれ賛成ってなるわけないねんから。だから現実見ましょうよって言ってるんですよ。

真剣に考えてるのは、議会のほうが考えてたらおかしいじゃないですか。せっかく受援施設が欲しいといって、そこは僕は、受援施設に関してははてななそこはあるけども、協力するって言ってるじゃないですか。でも、あそこじゃないのは確実でしょう。みんな分かっているでしょう。何で進まへんの。売ったらいいですよ。はっきり言いますわ、僕。売ったらいいですよ。無理やもん。無理です。絶対無理。それをひっくり返すようなええ情報なんか絶対出てこないでしょう。それを今年いっぱいやるの。銀行の借り方から見たら。今年いっぱい金利払うんですか。今年度やるの。ほんまですか。だから心配して早く処理してくださいよって僕らは言うてるわけじゃないですか。

ええかげん現実見ましょうよ。厳しいのは厳しいから、次の手打って行って、葛城市が災害来たときのための受援施設をいち早くみんなで協力して探しに行きましょうよ。総務の委員長もそうやって委員会でやってくれてるんじゃないですか。こんなん僕いちいち言いたくないですわ。普通に考えたら分かりますやんか。去年の12月より圧倒的に不利なんだもん。もう次に切り替えてやりましょうよ。そやのに何か中途半端にちぐはぐの答弁して、俺には何か中途半端な情報与えて、何をしたいんか分からないですわ。せっかく一生懸命やってるのにもったいないじゃないですか。時間も労力も。

吉村委員長　そうですね。

川村委員。

川村委員　細かく確認しますが、公社の立場から見たら、取得の依頼をもらった市に対して、買うてよ言うたから買うたんやん。そやから理事会にかけるも何も、おたくから依頼されてんから、何で俺らが悩まなあかんねんって、市長に言いましたか。ここですわ。この話も全然今日は出てこない。副市長1人が全部かぶってる。理事長と副市長と、今日はしゃあない、市長いないから、そなん違うでしょう。副市長から市長に、俺困ってますねん。あんたから依頼されてんから、そのとおりしましてんやんと。うち理事会にかけるも何も、市長はどない思うたはりますのん。この決議文が一番最初に阿古市長に出てます。そして2番目に理事長に出てます。この決議というものをまず何と思てるのかということ、市長はこれが重たいのか軽いのかというのは分かってるはずですよ。元議員ですからね。これについて議論ありましたか。その内容を聞かせていただきたい。ペーパーがなかったら。絶対あったはずですよ。そのことについてまずお聞かせいただきたい。

そして、何で理事会が動かへんのかと。理事会はその責任の所在を市に持っていつてるから動かへんのでしょうか。違うんですかね。私はどうもそういうふうには想像できない。いやいや、市長が言うてることに全部うんと言わなあかんから、もう理事会どころじゃないねんって、市長の言うことに対して聞かんなんねんって、そう思うてんのやったら、副市長、理事会の理事長としては、当然、あんたが買えって言うたやないのと言わなあかんでしょう。何で俺が責められやなあかんねんと。ここはどない責めてはりますの。どない交渉してはりますの。今日最後にこれ出てこない、今日、市長、今もう家帰ってはるのかどうか知りませんよ。何で来れませんか。こんだけ皆大変やのに。これ傍聴したはるのちゃいますの。市長、ここへ慌てても座りに来なあかんのちゃいますか。何時になつてると思ってますの、この議論。まず副市長として、また理事長として、市長、どないしまんねんという話されましたか。

吉村委員長　東副市長。

東　副市長　ただいまの川村委員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、そういう話はしております。市長のほうも、やはり市民のために購入したいという意向の下、我々理事会といひますか、公社のほうも動いてたもんで、昨今の動向を見ましても、世界中って言ったら大げさか。日本国中見ましても、やはりこんだけ頻発してる地震に備えをしなければいけないという思いが、市長も当然熱い思いもあります。私もそこはもう本当に思うところでございまして、いち早くどうにかして買えないかという部分を市長とは話してて、何とかうまいこといかないかなという相談はしております。

あと、理事会で議題に上げられなかった、西川委員もご指摘いただきました。川村委員も杉本委員もご指摘いただきました。決して忘れておるわけではなく、こう言ったら言い訳になるんですけど、時間の関係で早くしなくてはいけない部分を、何て言うんですか、ほかの案件等があつて、そこに盛り込めなかったのは、私がもうちょっと踏み込んでそれも入れて時間取ればよかったんですけれども、その辺に関しましては、早急に対応してまいりたいと

いうふうに思います。

以上でございます。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 理事長、ちょっと遠慮し過ぎですよ。もっと市長がこれ強く望んではんのやったら、市長自ら、いろんな法的なことをクリアするために、ほんまにどないしていくかというような議論がここで出てこなあかんのですわ。だって、これ、答弁してて、誰の強い意志でもってこの話がずっとこのままになってるのかというのはやっぱり解明していかないと、みんなが犠牲になるんじゃないの。私はそう思いますけど、そんなことにならないように、しっかりと市長との連携、そして理事長との関係、そしてそれをきっちり理事会でかけていくという、これをやらないと、議論何にも前進でないじゃないですか。そやから、議会としては、この違法性の高いものを、受援施設というのはこれから考えていったらいいけれども、この場所については、何のために決議出したんですか、議会は。この重みというのがこんな軽いかと思ったら、また残念や、残念や言わなあかんのですけど、これは違いますよ。葛城市ってちょっと変ですよ。議会と理事者の関係。こんなことしてたら駄目ですよ。

決議というのは、我々も非常に重いものと思っておりますよ。市民さんの税金に、市民さんの負担にかかるということをどうか忘れないようにしてほしいです。毎日毎日利息かかってくるんですよ。今度は市長にぜひとも出席を願って、今日もほんまにこんなに大変な答弁をしてる部下たちを見ていたらあかんと思いますよ。大事なこれは委員会ですよ。市長会も大変かもしれませんが、何て言うても足元の葛城市の行政大事じゃないですか。こんな大事なときに来ないで、あきません。議会というものをもっと重く見てもらわないといけないと思います。

誰に遠慮してやってるのかというところを、もうちょっと輪郭をしっかりと我々も解明します。でないと、これはいろいろと内部統制について問題があると。ここですわ。何でも言うこと聞かなあかんかったら、何でも好きなことしていいんですか、市長は。違うでしょう。何のためのチェック機関ですの。もうちょっと根本に返ってもらって、いつか通してもらえ。そんな甘いことないですよ。副市長、こんなん何回出してもあきませんよ。それ言うてるじゃないですか、ずっと。これだけの議員が言うてるんやから、もうちょっと重く受け止めていただきたいと思います。

市長との関係というのは、今、副市長、答弁ありましたけども、市長自ら今度答弁いただくことを希望しますので、ぜひ今度は必ず出席していただきたいということをお願いします。

吉村委員長 今回のことについて、市長が出席されなかったということで、私どもも当然そういうことは要請をしたわけですが、そういうことがかなわなかったことを委員の皆さんにはおわびを申し上げたいというふうに思います。今度は定例会中の開催を考えておりますので、これは100%当然のこととして出ていただくということは、これはもう確約はさせていただきます。

あと、3のことについて、ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

吉村委員長 では、3については以上といたします。

それでは、4、最後になります。その他本委員会の目的達成に必要な事項についてを議題といたします。

この件に関して質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 先ほどもう皆さんがおっしゃってたことが、その他で言えば、処理をどうするのかということが一番大事なことで、これについて意見を述べさせていただこうと思うし、これからそういう方向で、その他となってますけれども、項立てをして、これについては意見をいろいろと出していく必要があるのかなというふうに思いますので、また、委員長、お考えいただけたらと思います。その他となっているところを項立てとして、今、土地開発公社が先行取得した土地の処理をどうするか。

吉村委員長 そうですね。これはもう一番大きな。

谷原委員 その上でなんですけれども、要は利息の問題ですよ。発生してる。これは一応形式上どうかというのはともかくとして、当事者同士が合意した契約書の中には、市から言われて土地開発公社が買ったと。買ったけれども、時期も書いてないからあれなんですけども、本来は年度内に買い戻すということだったと思いますけれども、それが超えてるわけですね。金融機関で、高い金利で、本来だったらもう買い戻されてるものが、公社としては金利を払い続けなければいけないと。公社の経営内容からいうと、そんなお金があるわけではないわけですから、何年もこんなん持つわけにもいかんわけで、公社として、ショートしていくことになるので、資金が、だからこれはもう急がなあかんのだけれども、例えばこの利息の扱いについて市はどう考えてるのか。これはもう公社じゃなしに、市ですよ。市長ですよ。これについて、やっぱり、次、市長が来られたときにはきちっとお考えを聞きたいと。現実の問題として……。

吉村委員長 実際に利息が発生してるわけですからね。今の質問の前提として、今、公社で答えられることにつきまして……。

谷原委員 僕は、公社は、要は、市から迷惑を被ってるから、ある意味ではね。副市長が言うたように、一刻も早く買うてくれと。ついでに利息も何とかしてくれと。

吉村委員長 当然そうですよ。

谷原委員 だけど、それ以上は立場上はそうしかないとと思うので、根本は、私、市長だと思いますけど。市側がどう考えるか。

吉村委員長 今、発生してる利息の金額とか、その辺り確認しておきましょうか。いいですか。

(「はい」の声あり)

吉村委員長 ほか。

杉本委員。

杉本委員 同じことになるかもわかんない。処理、副市長の立場でお答え願いたいんですけど、今の議会を見て、市で議決通るイメージ湧きますか。これ、現実的な話しやんと、前から何も進んでへんってことでしょう、結局。僕が偉そうに言うて申し訳ないですけど、この委員会見

でも、あそこいいやん、早う買いやっていう空気ゼロじゃないですか。副市長の立場では、それは欲しい。理事長の立場では、買ってほしいというのは分かるんですけど、現実的に見て、来年の今頃になっても多分あんまり変わってないと思うんですよ。となると、現実的にあそこが欲しいとか、いいとか、悪いとか、そういう問題じゃないんですよ。次の手を打つのが一番早いです。さっきも聞いたけど、受援施設が欲しいのであればね。ということは、金利もあるし、長い目で見ると必要なんかもどこにもなくて、早く処理していかなあかんと思うんですけども、その場合の、ここからは理事長に聞きたいんですけども、処理の仕方って何かイメージあるんですか。どんな方法があるんですかね。葛城市に買ってもらう以外に。転売とか、そういうのも考えてはるんですかね、頭の中では。僕、処理ってどういう意味なんかなって、どう捉えられてんのかなと思うんですよ。

吉村委員長 様々な検討がなされてるかどうかですかね。

東副市長。

東 副市長 ただいまの杉本委員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、処理の仕方、それは様々であるというふうには認識はしておりますけれども、先ほどから僕、答弁させてもらってますとおり、理事会当然ありますもので、私一存ではこれはいかないし、皆さんにも意見を頂戴してやらなければならないのかな。でも選択肢はいろいろあるのは十分承知をしております。

吉村委員長 杉本委員。

杉本委員 理事会の中でも、これ見てはる人もいてはると思うし、葛城市議会では通らんぞというのは、もう諦めてもらうというか、ええ、悪い、別として、怒ってることもいっぱいありますし、やり方がまずいのもあるけど、現実見てくださいよ。これひっくり返すのってなかなか難しいと思うんです。だから早く次の受援施設を探す意味でも、しっかりと話し合って、次、理事会はいつあるんですかね。その場ではしっかりと次のステップに向けて、臭いものに蓋するじゃないですけど、夏休みの宿題じゃないんで、しっかりとやっていかんかったら、金利発生するし、ショートするって話も出てきてるんで、ここはもうちょっと現実見ていただいて、次のステップに、僕も、この心配するのがしんどいんですわ。ほんまに受援施設ええと思って買わはるのやったらいい。スマートに買ったらええんですよ。ただ、あそこではなかった。縁の問題かもわからんですやんか。ただあそこではないというのは、市議会、決議まで出てるんですよ。現実見てくださいよ。委員会は続くけど、あそこの施設の処理というのは真剣に考えてほしいと思います。よろしくお願いします。

吉村委員長 杉本委員、次の理事会の日程だけ確認しておきますか。もし、決まってるのであれば、お答え願いたいと思います。見通しとか。

林本部長。

林本企画部長 次の理事会ということで、今し方、こういうお話も出ましたので、まだ未定ではありますが、またこちらのほうも検討はさせていただきたいと思います。これから議会等もございますので、そういった中で、理事、結構、部長級とか、副市長が理事長で、あと皆、部課長で構成しておりますので、内部ということもありますので、調整を図っていきたくと

いうふうに考えております。

以上です。

吉村委員長 分かりました。

ほかに。

奥本委員。

奥本委員 最後発言させてもらいます。

市政報告会、今、各大字でされてますけども、その中で、行政サイドとして、いつ災害が起こるか分からん。あした起こるかもわからん。早くこの受援施設を整備せなあかんという説明されてると伺っております。今、これもう駄目なん分かってるんですよ。早うせなあかんのやったら、次の手を示してください。それが必要ちゃいます、まずは。

それともう一つ、これ、民間に置き換えたら、経営責任問われる事案ですよ。まず、公社のほうの管理者の経営責任、ひいては、それが最終的には市の経営責任になります。そこをちゃんと分かってらっしゃるかどうかなというのを、分かってると思うんですけども、それを踏まえて、答え出せる人って限られてるじゃないですか。次その答えを望みますので、よろしくお願いします。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、以上で説明員に対する質疑を終了いたします。

説明員におかれましては、長時間にわたりご答弁をいただきまして誠にありがとうございます。私ども委員会としては、受援施設としても目的として購入されたんでしょうけれども、この当該物件があるということで、何度もほかの委員も言及されてましたけれども、市民に大変な負担がかかるということで、早く処分を求めるというふうなことというのは、これは私どもは、市民にとって、これは少しでも負担を軽くしなければいけない。こういった切実な思いでこの委員会をやっております。これに對しまして、行政としては、全体としては、その部分が市民のほうを本当に向いてくださってるのかという思いを、今日の答弁も見て感じるところであります。しかし、その中で、職員の皆様、個人個人におかれましては、よく研究されているとか、あるいはしっかりと法令等を把握されながらもやっておられるというふうな職員もいらっしゃる中で、なぜこういった方向に向かってしまっているのかというのが大きな疑問、これ、この委員会で解明しなければいけないところの大きなものの1つではないかなというふうに感じるものであります。このことにつきまして、まずは、今日、各委員から要望されました資料については、次回の委員会までに必ず出していただきまして、この調査が進みますよう、説明員の皆様におかれましても、ご協力をお願いをしたいと思います。

それでは、本日の調査案件は以上でございます。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、長時間にわたる議論、調査、大変お疲れさまでございました。説明員の皆さんも大変お疲れさまでございました。しかし、大変ではございますけれども、本当に今回のことは大変議会としても重大なことでありますので、議会としても、委員会としても、きっちりとこの役割を果たしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。次の委員会につきましては、これは現時点では会期中を予定しておりますので、その際は、市長ご出席の下、行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして物資集積拠点に関する調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後8時21分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

物資集積拠点に関する調査特別委員会委員長 吉村 始